

第4回 受動喫煙防止対策のあり方に関する検討会

日時：平成20年11月13日（木）

13：00～15：00

場所：厚生労働省共用第8会議室

次 第

議 題

1 たばこ対策及びたばこ業界に関する意見聴取

- | | |
|---|----------------|
| ○ 神奈川県保健福祉部健康増進課長 | 玉井 拙夫 |
| ○ 日本たばこ産業株式会社 たばこ事業本部 フィロ 渉外企画部長 | 岩室 佳明 山下 和人 |
| ○ フィリップ・モリスジャパン株式会社コーポレートアフェアーズ ディレクター | ピーター ニクソン |
| ○ ブリティッシュアメリカンタバコ 広報・渉外企画統括部長 グループマネージャー | 辻 了介 土井 克己 |

2 質疑応答

3 その他

● 神奈川県 受動喫煙防止の取組

「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例(仮称)」骨子案について

● 受動喫煙の健康影響

| | 確実なもの | 可能性のあるもの |
|--------------------|--|-----------------------------|
| 成人 | 肺がん、虚血性心疾患、副鼻腔がん | 子宮頸がん、気管支喘息の悪化、呼吸機能の低下 |
| 子供 | 呼吸器感染症(肺炎や気管支炎など)、気管支喘息の発病と悪化、中耳炎、慢性の呼吸器症状、乳幼児突然死症候群 | 呼吸機能の低下 |
| 胎児 (妊婦本人の喫煙) | 低体重出生、早産、周産期死亡、妊娠・分娩合併症、乳幼児突然死症候群 | 自然流産、先天異常、出生児の認識や行動の障害、小児がん |
| 胎児 (妊婦以外の周囲の喫煙) | 低体重出生 | 自然流産 |



条例制定の背景

- 世界 「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」
- 日本 「健康増進法」
- 神奈川県 「がんへの挑戦・10か年戦略」

受動喫煙 防止対策 は不十分

- 受動喫煙の健康への影響についてどう思うか
健康への影響がある 84.4% 健康への影響はない 1.3%
- 受動喫煙防止対策は進んでいないと思う
飲食店48.9% 娯楽施設42.0% 駅・バスターミナル32.3%
- 条例で公共的施設での喫煙を規制することに
賛成 88.5% 反対 4.6%

「受動喫煙に関する県民意識調査」より

公共的施設において、受動喫煙による健康影響を防止するための条例の制定を検討

条例制定に向けての取組

県議会での議論

県民や事業者の方々のご意見等

- ・ 知事と語ろう！ 神奈川ふれあいミーティング
- ・ 施設管理者等との意見交換会
- ・ 専門家等による条例検討委員会
- ・ 条例の基本的考え方に対する意見募集（パブリック・コメント）

現場訪問、現地調査

- ・ 飲食店、パチンコ店等の現場訪問
- ・ 香港、アイルランドの調査



受動喫煙防止条例（仮称）骨子案

骨子案のポイント

■ 条例の目的

受動喫煙による健康影響を防止し、県民の健康を守る

■ 対象施設、規制内容等

学校、病院、官公庁施設等 → 禁煙

飲食店、宿泊施設、娯楽施設等 → 禁煙 又は 分煙

非喫煙区域での喫煙
禁煙・分煙の非表示等 } 過料

■ 未成年者の保護

喫煙所、喫煙区域への立入不可

■ 周知期間と準備期間を設ける

対象となる公共的施設の区分

第1種施設

禁煙

- ① 学校
- ② 体育館・屋外競技場
- ③ 病院・診療所
- ④ 劇場
- ⑤ 観覧場
- ⑥ 集会場
- ⑦ 展示場
- ⑧ 百貨店・商店
- ⑨ 官公庁施設
- ⑩ 公共交通機関
- ⑪ 金融機関
- ⑫ 美術館・博物館

第2種施設

禁煙
または
分煙

- ① 飲食店
- ② ホテル・旅館等の宿泊施設
- ③ 遊技場・娯楽施設
- ④ サービス業施設

規制の概要

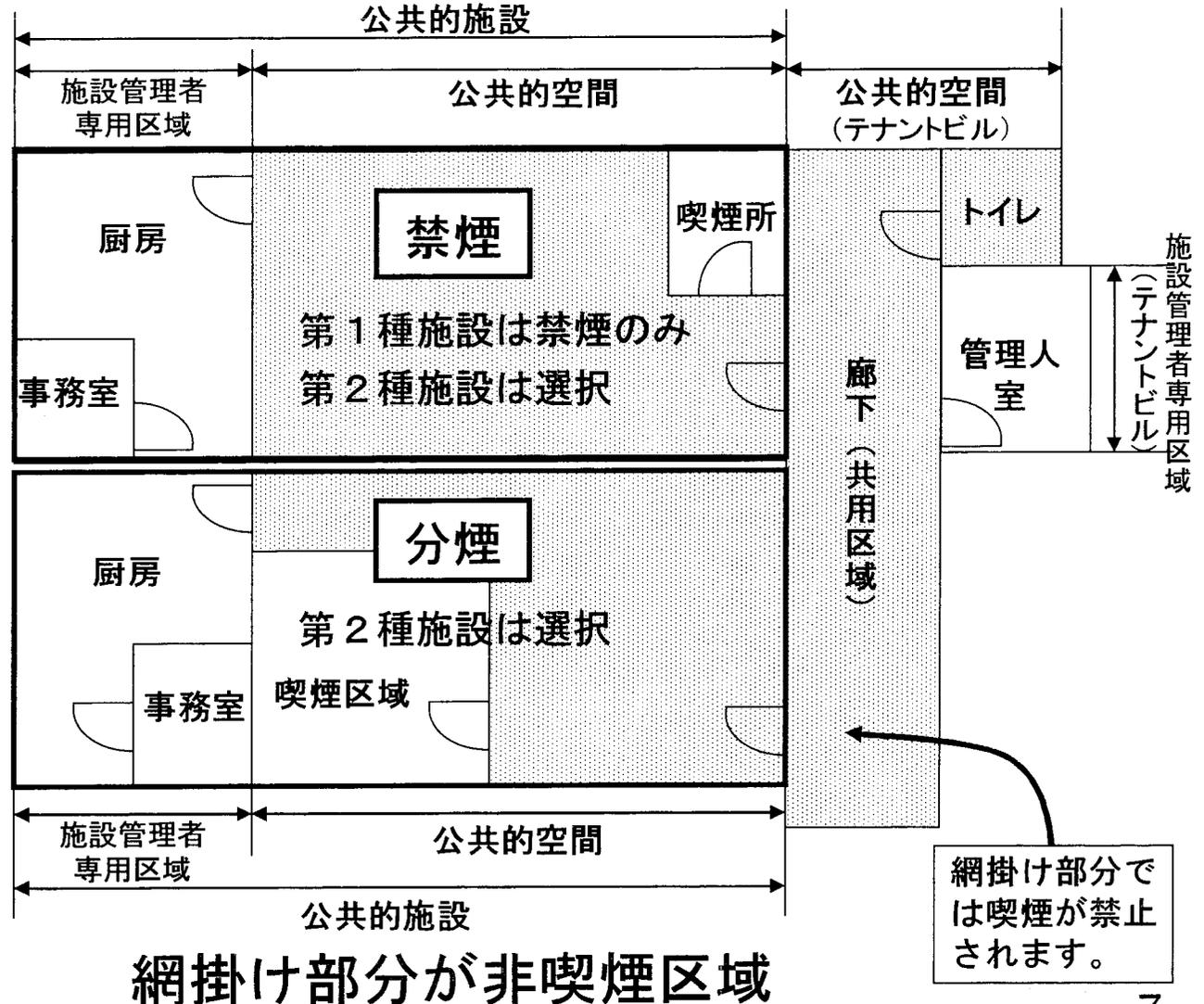
■ 施設入口に禁煙、分煙の表示

■ 喫煙できる場所から非喫煙区域に、たばこの煙が流れ出ないこと

■ テナントビルの共用部分（廊下、トイレ等）は禁煙

■ 未成年者を喫煙所、喫煙区域に立ち入らせない

■ 分煙＝公共的空間を、基準を満たして喫煙区域と非喫煙区域に分ける



実効性を確保するための措置

義務

<個人>

非喫煙区域で喫煙しないこと

<施設管理者>

- 施設入口等に禁煙・分煙等の表示をすること
- 喫煙区域に未成年者を立ち入らせないこと
- 非喫煙区域にたばこの煙が流れ出ないようにすること



義務違反は過料

● 条例の施行、進行管理等

■ 条例の施行

公布の日から6か月の周知期間を置いて施行
施行の日から6か月の準備期間を置いて、
禁煙や分煙の表示義務や罰則を適用

■ 適用の猶予

キャバレー、ナイトクラブ、バー、パチンコ店、マージャン店等は、
条例施行後3年間は適用を猶予

■ 条例の進行管理及び見直し

施行日から5年以内に必要な見直し

検討課題

■ 利用者が特定の者に限定される会員制施設

「喫煙ルールを私的自治に委ねるべき」

「加入が簡単な施設など多様かつ増加傾向にあり、限定が難しい」

■ 時間ごとに貸切ること等を目的とした施設(宴会場等)

「使う人の自主的な決定に委ねるべき」

「宴会等の参加者は、意に反する受動喫煙を避けられない」

■ 罰則(過料)の額

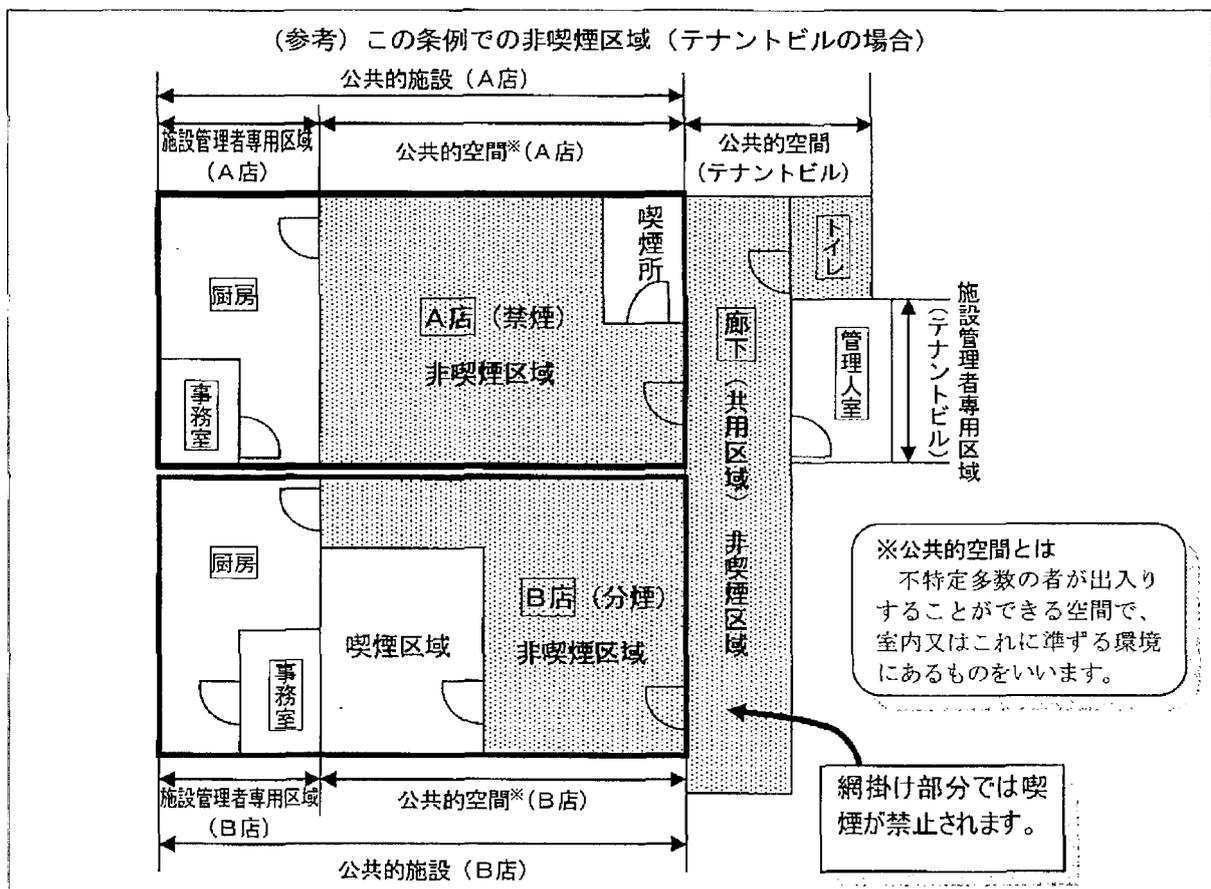
県内外の自治体の路上喫煙防止に関する条例での過料などを参考

「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例（仮称）」骨子案の概要

(平成20年9月)

この条例は、受動喫煙による健康影響を防止し、県民の健康を守ることを目的としており、新しい社会的な分煙のルールを定めようというものです。また、未成年者を受動喫煙による健康影響から保護する措置を盛り込みました。

- 1 目的 受動喫煙による健康影響が明らかであることにかんがみ、県、県民及び事業者すべての主体が、あらゆる場面で受動喫煙防止に配慮した取組みを進めることを目的として条例を制定します。
- 2 対象施設及び規制内容 施設の性質によって次の2つに区分し規制を行います。
 (第1種施設) 官公庁のように代替性の低い施設や健康増進を目的とする施設、多くの人が集まることを目的とする施設、他法令(条例を含む)により喫煙が規制されている施設は、禁煙とします。
 (第2種施設) 第1種施設以外の施設は、禁煙又は分煙を選択できます。
- 3 分煙及び喫煙所
 (分煙) 第2種施設において分煙を選択する場合、非喫煙区域にたばこの煙が漏れないようにするとともに、厚生労働省の分煙効果判定基準(平成14年6月)を満たす必要があります。
 (喫煙所) 施設区分に関係なく、もっぱら喫煙のためだけに使用する喫煙所の設置が可能です。その方法や基準は分煙と同様です。
- 4 義務及び罰則
 (個人の義務) 非喫煙区域では喫煙しないこと
 (施設管理者の義務) 施設の入口などに禁煙・分煙等の表示を行うこと、喫煙区域に未成年者を立ち入らせないこと、非喫煙区域にたばこの煙が流れ出ないようにすることなど
 (罰則) 義務違反に対しては過料^{*}を科します。(※ 金銭を徴収する罰則)
- 5 周知期間及び準備期間
 (周知期間) 公布の日から6か月の周知期間において、条例を施行します。
 (準備期間) 施行の日から6か月の準備期間において、義務及び罰則を適用します。



▼ 規制対象施設一覧

| | |
|--|---|
| <p>第1種施設 禁煙：施設入口に禁煙である旨の表示を施設管理者に義務付けます。なお、喫煙所に未成年者を立ち入らせることはできません。</p> | |
| (1) 学校 | 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学、中等教育学校、高等専修学校、高等専門学校、特別支援学校、専修学校、各種学校、自動車教習所、その他これらに類する施設 |
| (2) 体育館 ・屋外競技場 | 運動施設（体育館、スポーツクラブ、フィットネスクラブ、プール、野球場、サッカー場、ラグビー場、テニスコート、ゴルフ場）、その他これらに類する施設、公衆浴場 |
| (3) 病院・診療所 | 病院、診療所、助産所、薬局、療術所、その他これらに類する施設 |
| (4) 劇場 | 映画館、演劇場、音楽ホール、演芸場、その他これらに類する施設 |
| (5) 観覧場 | 競馬場、競輪場、運動施設の観覧区域、その他これらに類する施設 |
| (6) 集会場 | 公民館、児童館、結婚式場、葬祭場、火葬場、納骨堂、境内建物、その他これらに類する施設 |
| (7) 展示場 | 展示場、イベントホール、コンベンションセンター、その他これらに類する施設 |
| (8) 百貨店・商店 | 物品販売業施設（百貨店、ショッピングセンター、コンビニエンスストア、スーパーマーケット、その他これらに類する施設） 電気・ガス・水道・郵便等の公益事業所 |
| (9) 官公庁施設 | 国及び地方公共団体の事務又は事業の用に供する施設、その他これらに類する施設 |
| (10) 公共交通機関 | 旅客施設（鉄道駅舎、モノレール駅、新交通システム駅、旅客船ターミナル、バスターミナル、その他これらに類する施設） 鉄軌道車両、モノレール車両、新交通システムの車両、バス、タクシー、旅客船。 ただし、都県境を越えて定期運行されるものを除く。 |
| (11) 金融機関 | 銀行、信託銀行、信用金庫、信用協同組合、労働金庫、政府系金融機関、金融商品取引業、農業協同組合、水産業協同組合、その他これらに類する施設 |
| (12) 美術館 ・博物館 | 博物館、美術館、動物園、植物園、図書館、遊園地、その他これらに類する施設 |
| (13) 社会福祉施設 | 児童福祉施設、身体障害者社会参加支援施設、保護施設、婦人保護施設、老人福祉施設、有料老人ホーム、母子福祉施設、母子保健センター、介護老人保健施設、障害者支援施設、授産施設、隣保館、その他これらに類する施設 |
| <p>第2種施設 禁煙又は分煙を選択：施設の入口にその旨の表示を義務付けます。なお、分煙を選択した施設の喫煙区域及び喫煙所に未成年者を立ち入らせることはできません。</p> | |
| (1) 飲食店 | レストラン、ファミリーレストラン、ファーストフード店、寿司屋、喫茶店、ラーメン店、居酒屋、その他これらに類する施設 |
| (2) ホテル・旅館 等の宿泊施設 | ホテル、旅館、その他これらに類する施設 |
| (3) 遊技場 ・娯楽施設 | ゲームセンター、カラオケボックス、その他これらに類する施設 |
| (4) サービス業施設 | クリーニング店、古物店、質屋、理容所、美容所、旅行代理店、不動産店、法律事務所、行政書士事務所、司法書士事務所、公認会計士事務所、社会保険労務士事務所、税理士事務所、弁理士事務所、探偵事務所、その他これらに類する施設、勝馬投票券発売所、場外車券売場、モーターボート競走法(昭和26年法律第242号)に規定する場外発売所 |
| <p>ただし、青少年の利用が本来想定されていない次の施設は、施設管理者の義務について、本条例の施行の日から3年間は適用しません。なお、その間も喫煙区域に未成年者を立ち入らせることはできません。</p> | |
| (1) 飲食店 | キャバレー、ナイトクラブ、バー、その他これらに類する施設 |
| (2) 遊技場・娯楽施設 | パチンコ店、マージャン店、その他これらに類する施設 |

▼ この条例の対象とならない施設

- ① 住居、共同住宅、入居型社会福祉施設の個室 ② 宿泊施設の客室
③ 公共的空間を有しない事務所（職場）

お問い合わせ先 神奈川県保健福祉部健康増進課 がん・健康対策班 TEL045-210-4780、210-4784（直通）

URL : http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/kenkou/gan/pubcom/tobacco_kosshi.html

「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例(仮称)」骨子案

(平成20年9月)

1 条例名

「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例(仮称)」とする。

- ・本条例の目的は、不特定多数の者が出入りすることができる公共的な空間における受動喫煙による健康影響を防止することです。
- ・そこで、このことを明確にするため、条例名を「基本的考え方」での「神奈川県公共的施設における禁煙条例(仮称)」から変更します。

2 目的

この条例は、受動喫煙による健康影響が明らかであることにかんがみ、県、県民及び事業者すべての主体が、あらゆる場面で受動喫煙防止に配慮した取組みを進めることを目的として制定する。

- (1) 受動喫煙による健康影響を未然に防止し、県民の健康の確保を図るため、県、県民及び事業者の責務を明らかにする。
- (2) 県民が自らの意思で受動喫煙を避けられる環境の整備が促進され、成長過程にある未成年者が受動喫煙による健康影響から保護されるよう、不特定多数の者が出入りすることができる公共的な空間における喫煙の規制その他必要な措置について定める。
- (3) 普及啓発その他の受動喫煙防止促進に必要な施策を定める。

- ・ 受動喫煙による健康影響を防止し県民の健康を守るためには、すべての公共的施設において、早期に受動喫煙防止対策が徹底されることが望ましいと考えます。
- ・ また、喫煙者・非喫煙者の双方の自由や事業者の経済的自由等にも配慮することが求められます。
- ・ そこで、県では、受動喫煙防止対策を実効のあるものとし、また規制についてきめ細かい配慮をするため、施設の性質、利用の実態等に応じた規制とするとともに、あわせて、本条例では規制の対象とはしていない職場や家庭も含めた受動喫煙の防止を促進するための施策を定めることとしました。
- ・ なお、未成年者は受動喫煙による健康影響についての正しい知識や、自ら受動喫煙を避ける判断能力・行動能力が必ずしも十分でないため、より受動喫煙による健康影響を受けやすいと考えられますので、可能な限り、その保護が図られるようにしました。

3 定義

この条例で用いる用語の定義は、次のとおりとします。

(1) たばこ

たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第3号に規定する製造たばこのうち、喫煙用に供し得る状態に製造されたものをいう。

(2) 喫煙

火のついたたばこを吸う行為、火のついたたばこを所持する行為及び火のついたたばこを灰皿等に放置する行為をいう。

(3) 公共的空間

不特定多数の者が出入りすることができる空間で、室内又はこれに準ずる環境にあるものをいう。

(4) 公共的施設

公共的空間を有する施設で、別表に掲げる施設をいう。

(5) 施設管理者

公共的施設を現に管理する者をいう。

(6) 事業者

公共的施設その他の施設において事業を行う者をいう。

(7) 保護者

親権を行う者、未成年後見人、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設の長その他の者で未成年者を現に監督保護する者をいう。

(8) 受動喫煙

室内又はこれに準ずる環境において他人のたばこの煙を吸わされることをいう。

(9) 禁煙

喫煙を禁止することをいう。

(10) 分煙

別に定める基準を満たすように、公共的空間を喫煙区域と非喫煙区域とに分割することをいう。

(11) 喫煙区域

分煙により、他の空間にたばこの煙が流れないように分割された喫煙することができる区域をいう。

(12) 非喫煙区域

公共的空間のうち喫煙区域及び喫煙所以外の喫煙することができない区域をいう。

(13) 喫煙所

別に定める基準を満たすように区画されたもっぱら喫煙するための区域をいう。

(14) 施設管理者専用区域

不特定多数の者が出入りすることのないもっぱら施設管理者の使用に供される区域をいう。

この定義のいくつかについて、より詳しく説明します。

(1) たばこ

- ・ 一般的な紙巻たばこのほか、葉巻、パイプなど喫煙に用いられるものを条例の対象とします。ただし、この条例は受動喫煙を防止することを目的としていますので、煙を出さない、かみたばこ及びかぎたばこは、条例の対象としません。

(2) 喫煙

- ・ この条例は受動喫煙を防止することを目的としていますので、火のついたたばこを吸う行為に限らず、火のついたたばこを所持したり、火のついたたばこを灰皿等に放置する行為を含みます。

(3) 公共的空間

- ・ 公共的空間とは、一般に、不特定多数の者が出入りすることができる、いわゆるパブリックスペースをいいますが、本条例では、このうち、室内またはこれに準ずる環境にあるものを規制の対象とします。
- ・ したがって、たとえば、路上や公園は、いわゆるパブリックスペースではあっても、本条例による規制の対象とはなりません。

(4) 公共的施設

- ・ 公共的施設とは、公共的空間を有する施設のことをいいます。
- ・ なお、この「公共的」とは、施設の所有権や設置・管理権限に着目した概念ではありませんので、本条例にいう公共的施設には、民間の施設も含まれます。
- ・ 具体的な対象施設については、別表（7、8ページ）をご覧ください。

(5) 施設管理者

- ・ 施設管理者とは、公共的施設を現に管理する者をいい、その者の名称や役職、事業主との雇用関係は問いません。
- ・ たとえば、ファーストフード店の店長については、自らが事業を行っていない場合においても、その事業所（公共的施設）の管理責任を有する者として、本条例の施設管理者に該当します。

(10) 分煙

- ・ 分煙とは、公共的空間を喫煙区域と非喫煙区域とに分割することをいいますが、受動喫煙を防止するためには、喫煙区域から非喫煙区域へたばこの煙が流れ出ないようにすることが必要です。
- ・ その具体的方法は、施設の条件によって様々ですが、神奈川県「受動喫煙防止対策の手引き」では、以下のような方法を示しています。

- 喫煙区域と非喫煙区域とを仕切り等で分離する。
- 喫煙区域にたばこの煙が拡散する前に吸引して屋外に排出するための屋外排気設備(換気扇等)を設ける。
- 非喫煙区域から喫煙区域に向かう空気の流れ(0.2m/s以上)が生じるようにする。

- ・ なお、「別に定める基準」とは、厚生労働省「分煙効果判定基準策定検討会報告書」(平成14年6月)における分煙効果判定基準をいいます。

厚生労働省「分煙効果判定基準策定検討会報告書」(平成14年6月より抜粋)

喫煙場所と非喫煙場所との境界における分煙効果の判定基準

- (1) デジタル粉じん計を用いて、経時的に浮遊粉じんの濃度の変化を測定し、漏れ状態を確認すること。すなわち非喫煙場所の粉じん濃度が喫煙によって増加しないこと。
- (2) 非喫煙場所から喫煙場所方向に一定の空気の流れ(0.2 m/s以上)があること。

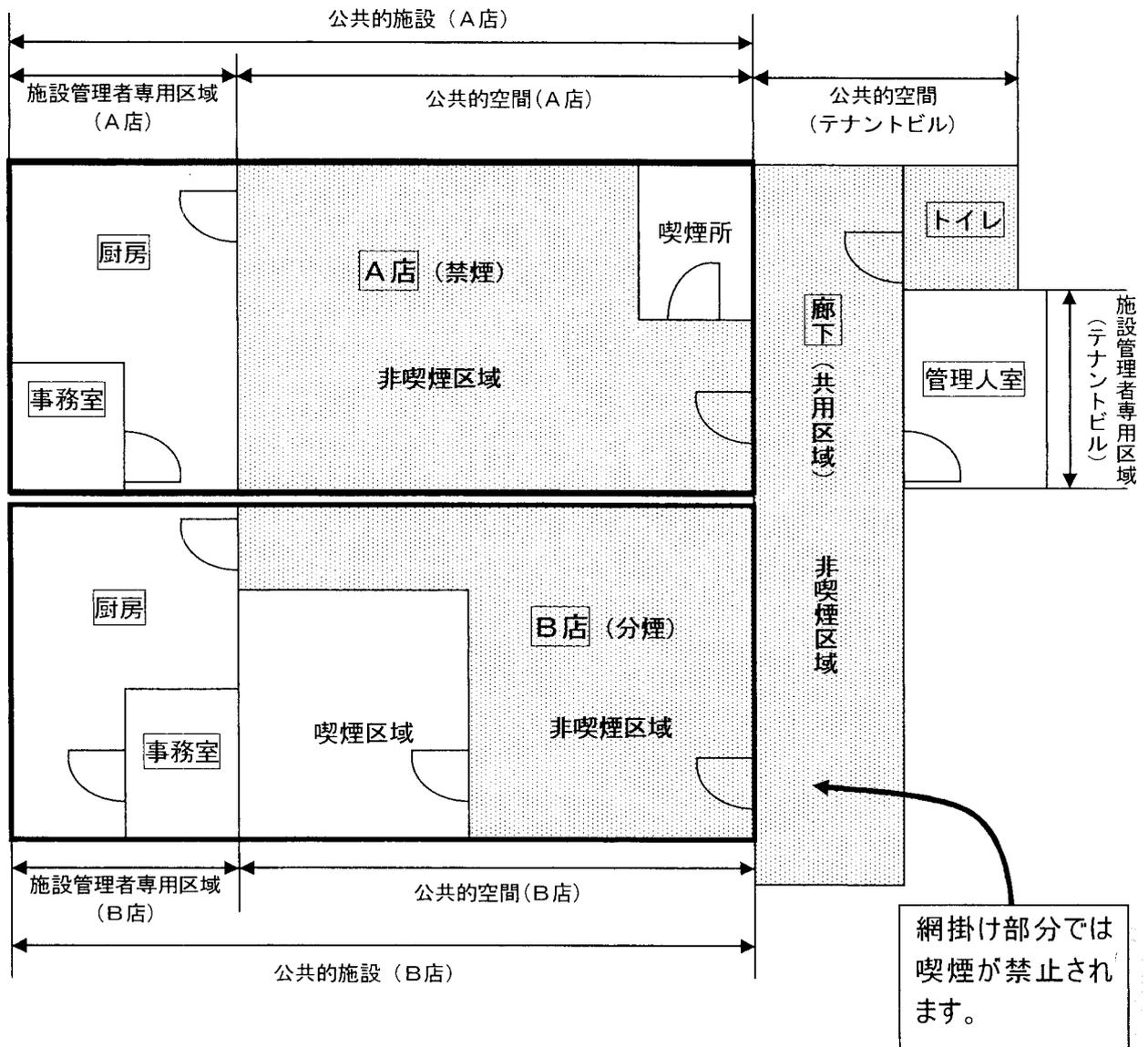
(13) 喫煙所

- ・ 喫煙所とは、主として喫煙するために設けられた区域をいい、それ以外の目的では利用することはできません。たとえば、レストランに設置された喫煙所において、飲食のサービスを行うことはできないこととなります。
- ・ 受動喫煙防止のため、喫煙所から非喫煙区域へ、たばこの煙が流れ出ないようにする必要がありますが、その方法や基準は、分煙の場合と同じです。

(14) 施設管理者専用区域

- ・ 施設管理者専用区域とは、不特定多数の者が出入りするののない施設管理者の専用区域をいいます。
- ・ たとえば、施設利用者が訪れることが予定されていない事務室や倉庫、従業員専用の更衣室、休憩室などがこれに該当します。
- ・ なお、事務室として使用されていても、同じ区域に施設利用者のための窓口があったり、施設利用者の休憩のための設備があるものについては、その室内は公共的空間となりますので、この施設管理者専用区域には該当しません。

(参考) この条例での非喫煙区域 (テナントビルの場合)



4 責務

(1) 県の責務

- ① 受動喫煙の健康影響及び受動喫煙防止に関する知識の普及啓発その他の必要な施策を策定し、実施するとともに、県民が受動喫煙を受けないよう環境を整備すること。
- ② 受動喫煙防止の推進に関する施策の策定及び実施に当たって、県民、事業者、市町村等との連携及び協働に努めること。
- ③ 自らが設置し、又は管理する施設について、受動喫煙防止の措置が遵守されるよう適切な措置を講じること。

(2) 県民の責務

- ① 受動喫煙による健康影響について理解を深めるとともに、他人に受動喫煙させることのないよう努めること。
- ② 県が実施する受動喫煙防止の推進に関する施策に協力するよう努めること。

(3) 保護者の責務

監督保護する未成年者を受動喫煙による健康影響から保護するよう努めること。

(4) 事業者の責務

- ① 事業活動を行うに当たって、受動喫煙の防止に自ら努めること。
- ② 県が実施する受動喫煙防止の推進に関する施策に協力するよう努めること。

(1) 県の責務

- ・ 県民の皆さんが自己の健康増進を図ることができるよう、県は、受動喫煙による健康影響に関する正しい知識の普及啓発を行うとともに、県民が自らの判断で受動喫煙を避けられるよう環境を整備します。
- ・ 受動喫煙防止対策を着実に推進するためには、県民、事業者、市町村等の協力が不可欠ですので、連携や協働に努めます。
- ・ また、県が自ら設置、管理する施設において受動喫煙防止の措置が遵守されるよう率先して取り組みます。

(2) 県民の責務

- ・ 受動喫煙による健康影響についての理解を深め、正しい知識を身につけることによって、他人に受動喫煙させることのないよう努めることが求められます。

(3) 保護者の責務

- ・ 家庭内はもとより生活全般において、その監督保護する未成年者が受動喫煙を受けないよう努めるとともに、受動喫煙による健康影響に関する正しい知識を身に付けさせることが求められます。

(4) 事業者の責務

- ・ 公共的施設を管理している事業者には、その管理する施設の利用者が受動喫煙を受けないように配慮する責務があります。
- ・ 事業者は、この条例による喫煙規制の対象とならない職場等においても、健康増進法や労働安全衛生法による努力義務を負っていることから、受動喫煙防止対策を進める必要があります。

5 規制対象

- (1) 公共的施設を別表のとおり区分し、その公共的空間を規制対象とする。
- (2) 一の建物内に複数の事業所が存在する場合（テナントビル、地下街等）には、それぞれの事業所ごとに本条例を適用する。
- (3) (2)の場合において、共用とされた公共的空間は第1種施設に準ずるものとし、その施設管理者に本条例を適用する。
- (4) 施設管理者専用区域については、規制の対象外とするが、公共的空間にたばこの煙が流れ出ないようにしなければならない。

(別表)

| 第1種施設 | |
|---|---|
| 利用者に選択の余地が無い（もしくはほとんど無い）、代替性が低い施設、健康維持や健康増進を目的に利用される施設、多数の者が集合して利用する施設及び他法令（条例を含む。）等により喫煙が規制されている施設 | |
| (1) 学校 | 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学、中等教育学校、高等専修学校、高等専門学校、特別支援学校、専修学校、各種学校、自動車教習所、その他これらに類する施設 |
| (2) 体育館・屋外競技場 | 運動施設（体育館、スポーツクラブ、フィットネスクラブ、プール、野球場、サッカー場、ラグビー場、テニス場、ゴルフ場）、その他これらに類する施設 公衆浴場 |
| (3) 病院・診療所 | 病院、診療所、助産所、薬局、療術所、その他これらに類する施設 |
| (4) 劇場 | 映画館、演劇場、音楽ホール、演芸場、その他これらに類する施設 |
| (5) 観覧場 | 競馬場、競輪場、運動施設の観覧区域、その他これらに類する施設 |
| (6) 集会場 | 公民館、児童館、結婚式場、葬祭場、火葬場、納骨堂、境内建物、その他これらに類する施設 |
| (7) 展示場 | 展示場、イベントホール、コンベンションセンター、その他これらに類する施設 |
| (8) 百貨店・商店 | 物品販売業施設（百貨店、ショッピングセンター、コンビニエンスストア、スーパーマーケット、その他これらに類する施設） 電気・ガス・水道・郵便等の公益事業所 |
| (9) 官公庁施設 | 国及び地方公共団体の事務又は事業の用に供する施設、その他これらに類する施設 |
| (10) 公共交通機関 | 旅客施設（鉄道駅舎、モノレール駅、新交通システム駅、旅客船ターミナル、バスターミナル、その他これらに類する施設） 鉄軌道車両、モノレール車両、新交通システムの車両、バス、タクシー、旅客船。ただし、都県境を越えて定期運行されるものを除く。 |

| | |
|--------------|--|
| (11) 金融機関 | 銀行、信託銀行、信用金庫、信用協同組合、労働金庫、政府系金融機関、金融商品取引業、農業協同組合、水産業協同組合、その他これらに類する施設 |
| (12) 美術館・博物館 | 博物館、美術館、動物園、植物園、図書館、遊園地、その他これらに類する施設 |
| (13) 社会福祉施設 | 児童福祉施設、身体障害者社会参加支援施設、保護施設、婦人保護施設、老人福祉施設、有料老人ホーム、母子福祉施設、母子保健センター、介護老人保健施設、障害者支援施設、授産施設、隣保館、その他これらに類する施設 |

第2種施設

第1種施設以外の施設

| | |
|------------------|--|
| (1) 飲食店 | レストラン、ファミリーレストラン、ファーストフード店、寿司屋、喫茶店、ラーメン店、居酒屋、その他これらに類する施設 |
| (2) ホテル・旅館等の宿泊施設 | ホテル、旅館、その他これらに類する施設 |
| (3) 遊技場・娯楽施設 | ゲームセンター、カラオケボックス、その他これらに類する施設 |
| (4) サービス業施設 | クリーニング店、古物店、質屋、理容所、美容所、旅行代理店、不動産店、法律事務所、行政書士事務所、司法書士事務所、公認会計士事務所、社会保険労務士事務所、税理士事務所、弁理士事務所、探偵事務所、その他これらに類する施設 勝馬投票券発売所、場外車券売場、モーターボート競走法(昭和26年法律第242号)に規定する場外発売所 |

ただし、次の施設については、6(2)に規定する施設管理者の義務について、本条例の施行の日から3年間は適用しない。

なお、当該施設の喫煙区域内には未成年者が立ち入ることができない旨の表示を義務付ける。

| | |
|--------------|------------------------------|
| (1) 飲食店 | キャバレー、ナイトクラブ、バー、その他これらに類する施設 |
| (2) 遊技場・娯楽施設 | パチンコ店、マージャン店、その他これらに類する施設 |

(1) 規制対象

- ・ 施設の性質、利用の実態や、喫煙者・非喫煙者の状況等を勘案して、施設を2つに区分します。
- ・ 施設の区分により、受動喫煙の防止を図るための措置の内容が異なります。

第1種施設

- ・ 利用者に選択の余地が無い場合、そこで喫煙されると受動喫煙を避けることができないなど、喫煙規制の必要性が高い次に掲げる施設を第1種施設として区分し、その公共的空間を禁煙とするとともに、施設入口に禁煙である旨の表示を施設管理者に義務付けます。

- ① 利用者に選択の余地が無い（もしくはほとんど無い）、代替性が低い施設
- ② 健康維持や健康増進を目的に利用される施設
- ③ 多数の者が集合して利用する施設
- ④ 他法令（条例を含む。）により喫煙が規制されている施設

公共的施設における喫煙を規制している法令（条例を含む。）には例えば次のようなものがあります。

| 法令・条例名 | 規制内容 |
|--|---|
| ・ 鉄道営業法 (明治33年法律第65号) | 停車場その他鉄道地内及び禁煙とされた車内における喫煙の禁止（第34条第1項第1号） 【鉄道駅舎及び鉄道車両】 |
| ・ 軌道運輸規程 (大正12年鉄道省令第4号) | 客車内における喫煙の禁止（第7条） 【軌道車両（モノレール、新交通システム等）】 |
| ・ 旅客自動車運送事業運輸規則 (昭和31年運輸省令第44号) | 禁煙の表示のある事業用自動車内における喫煙の禁止（第53条第6号） 【バス、タクシー】 |
| ・ 各市町村火災予防条例 ※横浜市火災予防条例の場合 (昭和48年条例第70号) | 消防長が指定する場所における喫煙を禁止（第28条） 【劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場の舞台又は客席】 【百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗若しくは展示場又は地下街の売場又は展示部分】 |

- ・ また、公共交通機関のうち、新幹線や高速道路を通過するバスのように、都県境を越えて定期運行されるものについては、除外します。

第2種施設

- ・ 第1種施設以外の施設を第2種施設として区分し、施設管理者が禁煙又は分煙のいずれかを選択するものとし、施設の入口にその旨の表示を義務付けます。
- ・ 分煙を選択した場合には、喫煙区域に未成年者を立ち入らせることはできません。また、喫煙区域の入口に未成年者の立入りができない旨の表示を義務付けます。
- ・ 非喫煙区域では、灰皿等喫煙のための設備を撤去する義務を施設管理者に課します。また、施設管理者は、非喫煙区域で喫煙している人に対して注意しなければなりません。
- ・ なお、次に掲げる第2種施設については、当該施設の喫煙区域内には、未成年者が立ち入ることができない旨の表示を義務付けた上で、6(2)の施設管理者の義務の適用を本条例の施行の日から3年間は適用しません。
 - ① キャバレー、ナイトクラブ、バー等
 - ② パチンコ店、マージャン店等
- ・ こうした施設については、喫煙者の割合が特に高いという利用実態があり、また、

県が平成19年度に実施した県民意識調査において「規制の対象として望ましい施設」として挙げた人の割合が最も低く、さらに、これらの施設は風営法（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律）の規制により、青少年の利用が本来想定されていません。

- ・このため、本条例の施行後3年間は、こうした施設における受動喫煙防止対策の必要性を周知し、利用者・事業者の双方に理解していただくための期間として、施設管理者の義務に関する本条例の規定を適用しないこととします。

この条例の対象とならない施設

- ① 住居、共同住宅、入居型社会福祉施設の個室
 - ② 宿泊施設の客室
 - ③ 公共的空間を有しない事務所（職場）
 - ・事務所の受動喫煙防止対策については、事業者健康増進法の努力義務に加え、労働安全衛生法に基づく努力義務も課せられていることから、労使関係及び労働安全衛生の観点から行われる措置を基本とします。
 - ・事業者は、健康増進法及び労働安全衛生法の観点から、快適な職場づくりを進めてください。県としても、より一層の受動喫煙防止対策を進めるよう、普及啓発に努めます。
- (2) 一の建物に複数の事業所がある場合の本条例の適用
- ・ひとつの建物内に複数の事業所が存在する場合には、それぞれの事業所ごとに公共的施設に該当するか否かの判定を行い、本条例を適用します。
 - ・たとえば、いわゆるテナントビルや地下街の中に、コンビニエンスストアと飲食店が入居している場合は、それぞれの専用部分ごとに条例を適用します。この場合には、コンビニエンスストアが第1種施設に、飲食店が第2種施設に区分されることとなります。
- (3) 共用部分の取り扱い
- ・(2)の場合において、建物内に共用部分とされた公共的空間があるときは、第1種施設に準ずるものとし、その施設管理者に対して本条例を適用します。
 - ・たとえば、テナントビルのロビーやエレベータホールがこれに該当します。
 - ・なお、居住用のマンションの共用部分は該当しません。
- (4) 施設管理者専用区域
- ・施設管理者専用区域については、喫煙所と同様に、公共的空間にたばこの煙が流れ出ないように措置をとらなければなりません。
 - ・施設管理者専用区域は、公共的空間ではありませんが、そこから公共的空間にたばこの煙が漏れてしまうと、公共的空間で受動喫煙防止対策を徹底しても、本条例の目的を達成することができません。このため、施設管理者専用区域で喫煙する場合には、たばこの煙が流れ出ないように措置をとることを、施設管理者に義務付けることとしました。その方法や基準は、分煙の場合と同じです。（4ページ参照）

6 規制の内容

(1) 喫煙の禁止

何人も、公共的施設の非喫煙区域においては喫煙してはならない。

(2) 施設管理者の義務

施設管理者に、次のことを義務付ける。

- ① 第1種施設においては、当該施設の公共的空間について禁煙とし、施設の入口に禁煙である旨の表示を行うこと。
- ② 第2種施設においては、当該施設の公共的空間について禁煙又は分煙のうちいずれか一つを選択し、選択した措置に従った表示を施設の入口に行うこと。
- ③ 喫煙所、喫煙区域及び施設管理者専用区域から非喫煙区域に、たばこの煙が流れ出ないように別に定める基準を満たす措置をとること。
- ④ 喫煙所及び喫煙区域には、未成年者を立ち入らせないこと。
- ⑤ 喫煙所及び喫煙区域については、その旨を表示するとともに、未成年者の立入りができない旨を、当該区域の入口に表示すること。
- ⑥ 当該施設内の非喫煙区域から吸い殻入れや灰皿等の設備備品類を撤去すること。
- ⑦ 当該施設内の非喫煙区域で喫煙をしている者を見つけた場合、喫煙をやめるよう注意すること。

(3) 保護者の義務

保護者は、その監督保護に係る未成年者を、喫煙所、喫煙区域に立ち入らせてはならない。

(4) 公共的施設の中に喫煙所を設置することができる。

(1) 個人の義務

- ・ 公共的施設の非喫煙区域では喫煙できません。
- ・ この「何人」とは、公共的施設を利用するすべての人をいい、県民だけではなく、県内在勤者、旅行者等も該当します。

(2) 施設管理者の義務

- ・ 施設管理者には、施設の区分に応じた義務が課せられています（9ページ参照）。

(3) 保護者の義務

- ・ 保護者は、その監督保護に係る未成年者を、喫煙所または分煙の場合の喫煙区域に立ち入らせてはなりません。
- ・ したがって、分煙の場合の喫煙区域に、保護者自身は立ち入ることはできますが、未成年者を伴って立ち入ることはできません。

(4) 喫煙所

- ・ 喫煙者にも配慮し、公共的施設の中に喫煙所を設置することができることとしました。
- ・ 受動喫煙防止のため、喫煙所から非喫煙区域へ、たばこの煙が流れ出ないようにする必要がありますが、その方法や基準は、分煙の場合と同じです（4ページ参照）。

7 実効性を確保するための措置

- (1) 上記6(1)の義務（非喫煙区域における喫煙）に反した者には、過料を科す。
 (2) 施設管理者としての義務に反した者については、次の措置を講じる。

① 立入調査

- ・ 知事は、施設管理者の義務の履行を確保するため、必要な限度において、施設における喫煙の禁止の遵守状況について立入調査し、関係者に質問することができる。
- ・ 立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- ・ 立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

② 指導・勧告

知事は、施設管理者が6(2)①～⑥の義務に反した場合、必要な措置をとるべきことを施設管理者に対して指導し、又は勧告する。

③ 命令

知事は、施設管理者が上記②の指導又は勧告に従わない場合は、必要な措置をとるべきことの命令を行う。

④ 罰則

次の場合には過料を科す。

- ・ 上記①の立入調査を拒み、妨げ又は忌避した場合
- ・ 上記①の質問に答えず、又は虚偽の答弁をした場合
- ・ 施設管理者が6(2)①～⑥の義務違反を理由とした命令に従わない場合

(1) 個人に対する罰則

- ・ 非喫煙区域で喫煙した者に対しては、過料を科します。

(2) 施設管理者の義務違反に対する措置

- ・ 立入調査は、表示義務のほか、分煙が必要な基準（4ページ参照）を満たしているか、喫煙区域に未成年者を立ち入らせていないかなど、本条例に定める施設管理者の義務履行を確保するため必要な限度で行います。
- ・ 施設管理者が必要な措置や表示を行わない場合、指導・勧告を行います。
- ・ 施設管理者が指導・勧告に従わない場合、必要な措置を行うよう命令を行います。
- ・ 施設管理者が立入調査を拒み、妨げ又は忌避した場合やその際の質問に答えず、又は虚偽の答弁をした場合、あるいは、県の命令に従わない場合には、その者に過料を科します。

(3) 保護者への罰則適用について

- ・ 親権の適切な行使に委ねることとし、罰則の適用はしません。

○ 実効性を確保するための県の取組み

- ・ 県は、問合せや相談窓口の設置や、県民・事業者への啓発活動を行うほか、立入調査、指導、勧告、罰則適用等、条例の実効性の確保に必要なことを行います。

8 事実の公表

知事は、施設管理者が7(2)③の命令に従わない場合、その事実及び施設名等を公表することができる。

- ・ 本条例の目的を達成するためには、県民が受動喫煙にさらされないよう、必要な情報を提供する必要があります。
- ・ このため、命令に従わない施設管理者が管理する施設の名称等を公表できることとします。

9 必要な施策

受動喫煙防止の取組みを促進するため、必要な施策を行う。

- (1) 県民、事業者等に対する受動喫煙による健康影響についての普及啓発
- (2) 受動喫煙防止の積極的な取組みに対する表彰又は公表の制度
- (3) その他受動喫煙防止促進に資する必要な措置

- ・ この条例の円滑な施行に向け、県はより一層、受動喫煙による健康影響に関する正しい知識の普及や、本条例の規制対象としていない職場や家庭も含めた受動喫煙防止対策を促進します。

10 条例の施行

(1) 周知期間

- ・ 条例の趣旨、規制内容などについて、県民等及び事業者十分に周知するため、公布の日から6か月後を施行日とする。

(2) 準備期間

- ・ 条例施行後、禁煙又は分煙の選択、選択に従った表示、選択した措置の実施、喫煙所の設置に要する準備期間として6か月を置き、そのうえで表示義務及び罰則を適用する。

(3) 猶予期間

- ・ 第2種施設のうち、一部の施設については、施設管理者に係る義務を施行の日から3年間は適用しないこととする。
- ・ なお、当該施設の喫煙区域内には未成年者が立ち入ることができない旨の表示を義務付ける。

- ・ この条例が公布されてから6か月は、周知期間とします。
- ・ また、禁煙又は分煙の選択や分煙のための設備、喫煙所の設置等のため、さらに6か月を準備期間とします。
- ・ その期限までの間にも、準備の整った施設においては、なるべく速やかに必要な措置等を行うように努めてください。
- ・ 第2種施設のうち一部の施設（8ページ参照）については、6(2)に規定する施設管理者の義務を施行の日から3年間は適用しません。ただし、その施設の喫煙区域内には未成年者が立ち入りができない旨の表示をしなければなりません。

11 条例の進行管理及び見直し

- (1) この条例の適正な執行に努めるとともに、条例制定にかかる影響を把握し、条例の見直しを行うため、必要な調査を実施し、県民や有識者等からなる検討組織を設置する。
- (2) 受動喫煙防止対策を推進するため、規制対象、規制内容等については、受動喫煙防止対策の進捗状況等を踏まえ、条例施行の日から5年以内に必要な見直しを行う。

- ・ この条例制定にかかる影響を常に把握し、条例の適正な執行に努めるとともに、条例の見直しに向けた基礎資料を収集します。
- ・ そのため、受動喫煙による健康影響に関する社会意識の変化、喫煙率の推移、公共的施設における受動喫煙防止対策の進捗状況、条例の実効性（遵守状況）等を把握するための調査を実施します。
- ・ これらの調査結果を踏まえ、県民や有識者等からなる検討組織において検討を行った上で、受動喫煙防止対策を今後より一層推進するために、条例施行の日から5年以内に必要な見直しを行います。

検討課題

（今後、条例案策定までに検討すべき事項）

- (1) 利用者が特定の者に限定される会員制施設（5 規制対象）
 - ・ 喫煙ルールを私的自治に委ねるべきであるとの意見がある一方で、加入が簡単な施設など多様かつ増加傾向にあり、限定が難しいとの問題点もあります。
- (2) 時間ごとに貸切ること等を目的とした施設（宴会場等）（5 規制対象）
 - ・ 宿泊施設の客室と同様、使う人の自主的な決定に委ねるべきであるとの意見がある一方で、宴会などの参加者の中には、意に反する受動喫煙を避けられないとの問題点を指摘する意見もあります。
- (3) 罰則（過料）の額（7 実効性を確保するための措置）
 - ・ 県内外の自治体の路上喫煙防止に関する条例での過料などを参考に、今後検討します。

ご説明資料

2008年11月13日

受動喫煙防止対策のあり方に関する検討会

日本たばこ産業株式会社

はじめに
「健康日本21」中間評価報告書 における
たばこ対策進捗の評価(抜粋)

たばこ対策に対する全体的な評価

「分煙の推進など昨今の様々なたばこ対策の成果は着実に進展している。」

- 「受動喫煙の害を排除し、減少させるための環境づくり(分煙)」に対する評価

「健康増進法における受動喫煙防止の努力義務規定の創設や、職場における喫煙対策のためのガイドラインの策定を行っており、公共の場及び職場における分煙に対する取組も増加している。」

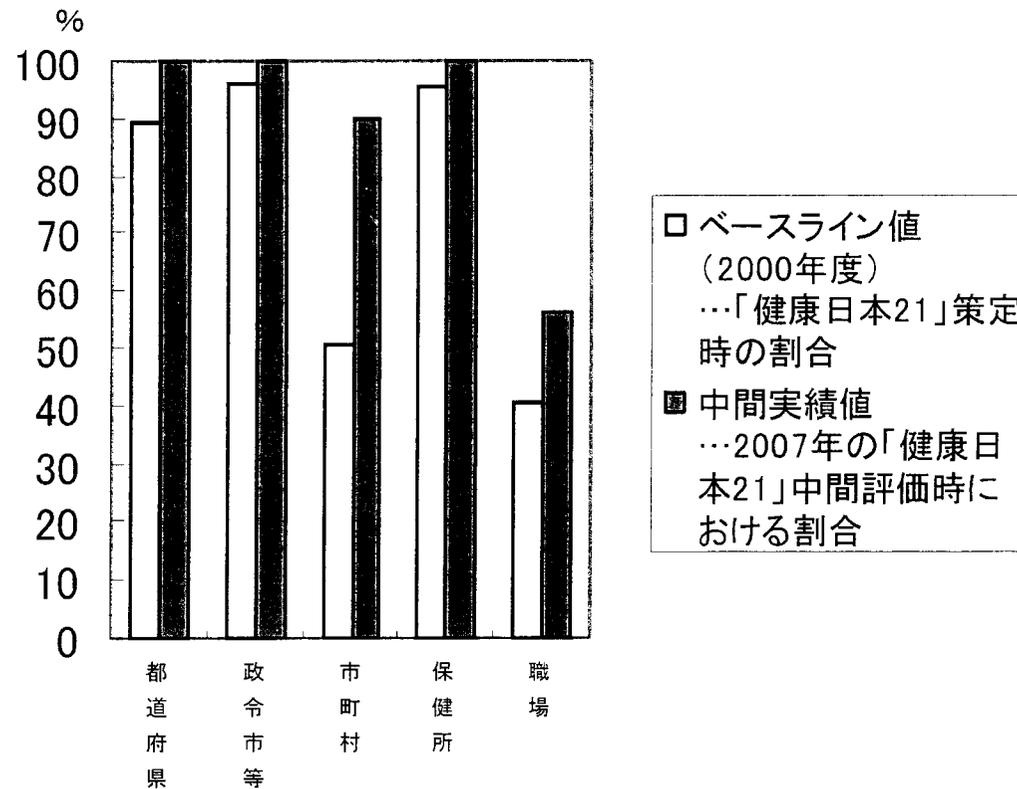
出典:厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会 平成19年4月10日

(健康日本21website http://www.kenkounippon21.gr.jp/kenkounippon21/ugoki/kaigi/pdf/0704hyouka_tyukan.pdf)

はじめに

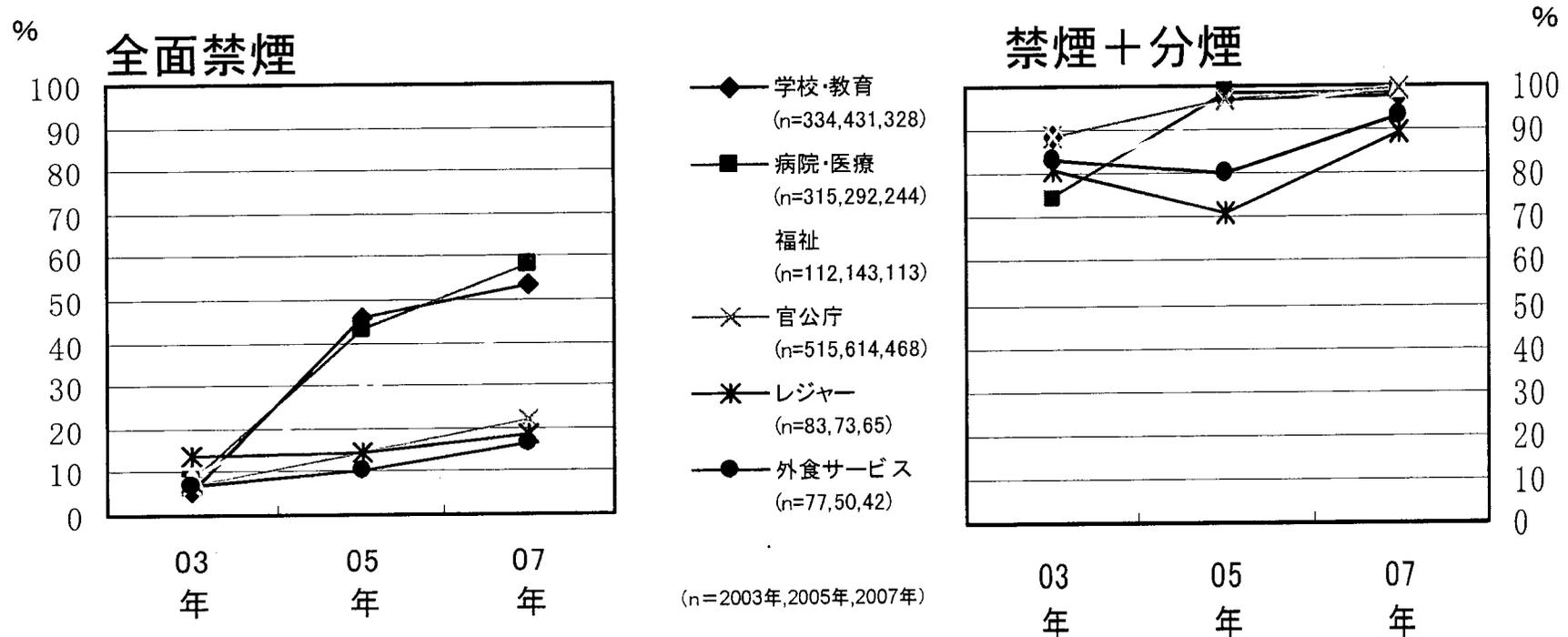
「健康日本21」中間評価報告書 における分煙の達成状況

公共の場所及び職場において分煙を実施している割合



はじめに 業種別 禁煙・分煙化の進展状況

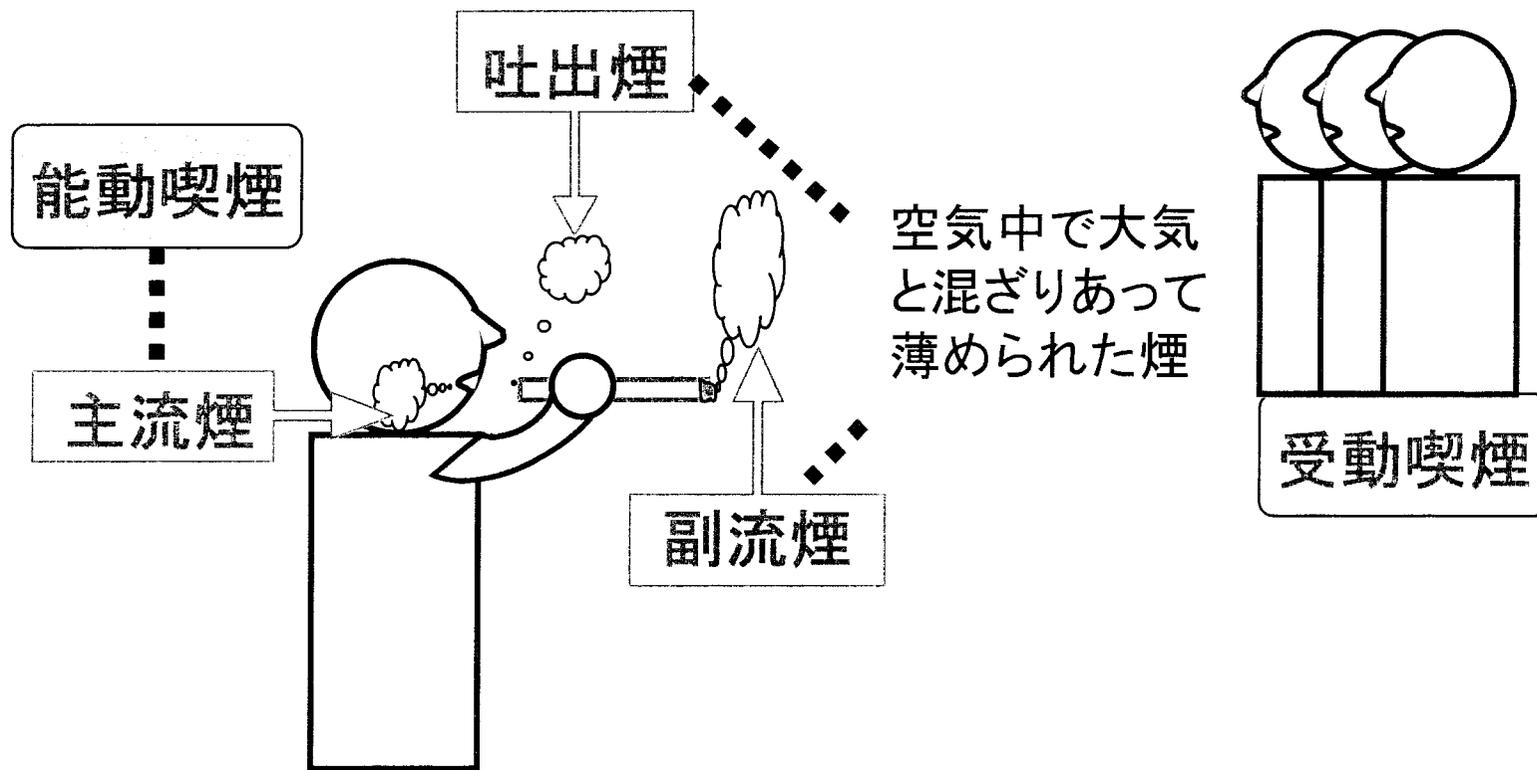
主な健康増進法第25条対象施設



- 2003年、2005年、2007年 JT調べ
- 表は、①有職者②従業員数10人以上のオフィスに勤務③年齢20歳以上、の3点を全て満たす方に対し、業種やオフィスの喫煙環境などに関するインターネットを用いたアンケート調査を実施し、その結果をまとめたもの
- オフィスの喫煙状況に関する設問は「あなたのお勤め先のビル(建物)全体での喫煙はどのようになっていますか。(共有スペースを含む)」、回答選択肢は「①全て禁煙である②喫煙可能な場所が指定されている③概ねどこでも喫煙できる」。表の「全面禁煙」は①、「禁煙＋分煙」は①と②の合計

JTの取組みの背景となる基本的考え方 受動喫煙

- 環境中たばこ煙とは、喫煙者が吸い込んだ煙（主流煙）の吐出煙と、たばこの先から立ちのぼる煙（副流煙）が空気中で混ざりあって、希釈されたものです。
- このような環境中たばこ煙を周囲の人が吸い込むことが「受動喫煙」と言われます。

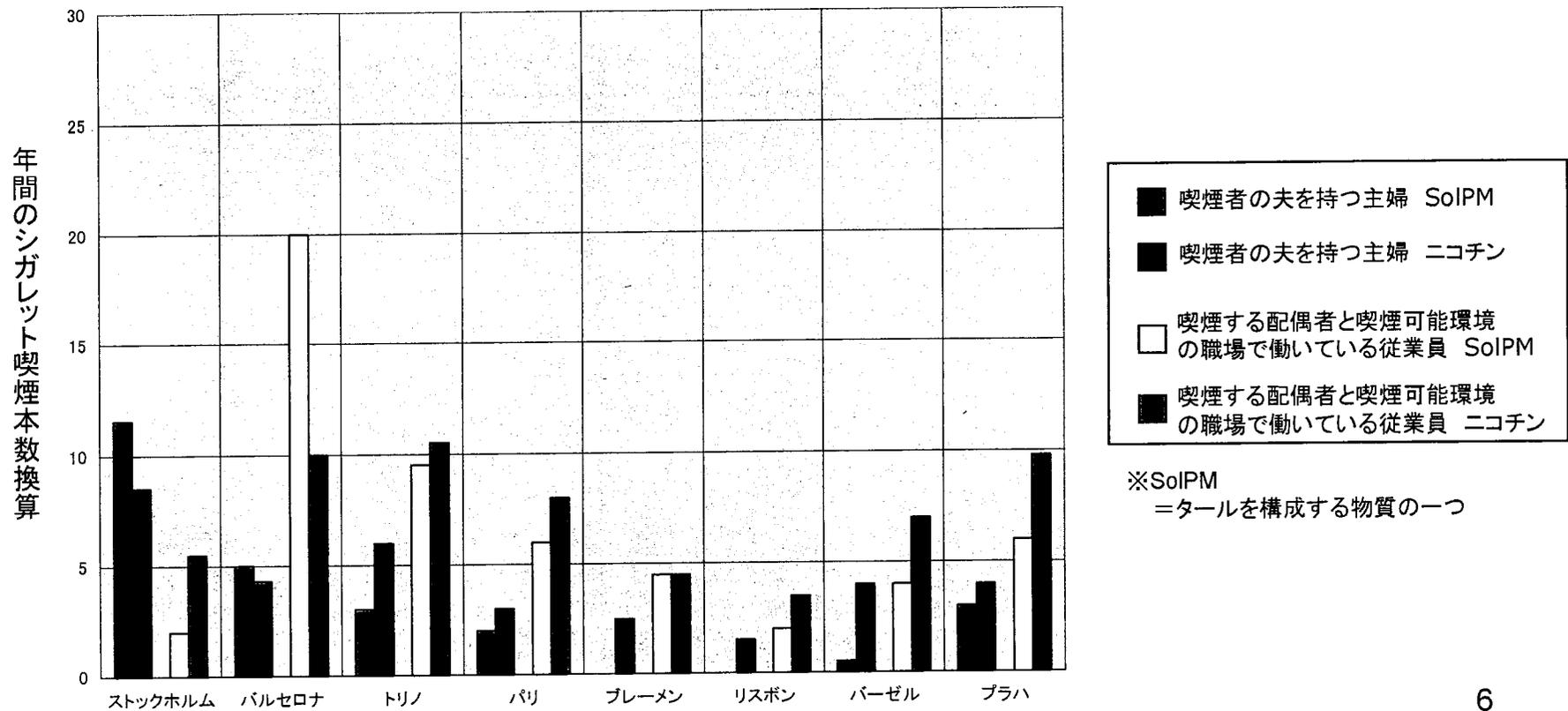


JTの取組みの背景となる基本的考え方

環境中たばこ煙の成分と、周囲の人が吸い込む量

- 環境中たばこ煙は空気中で急速に拡散して薄められるため、周囲の方の吸い込む煙の量は喫煙者が吸い込む煙(主流煙)に比べると非常に僅かな量になります。

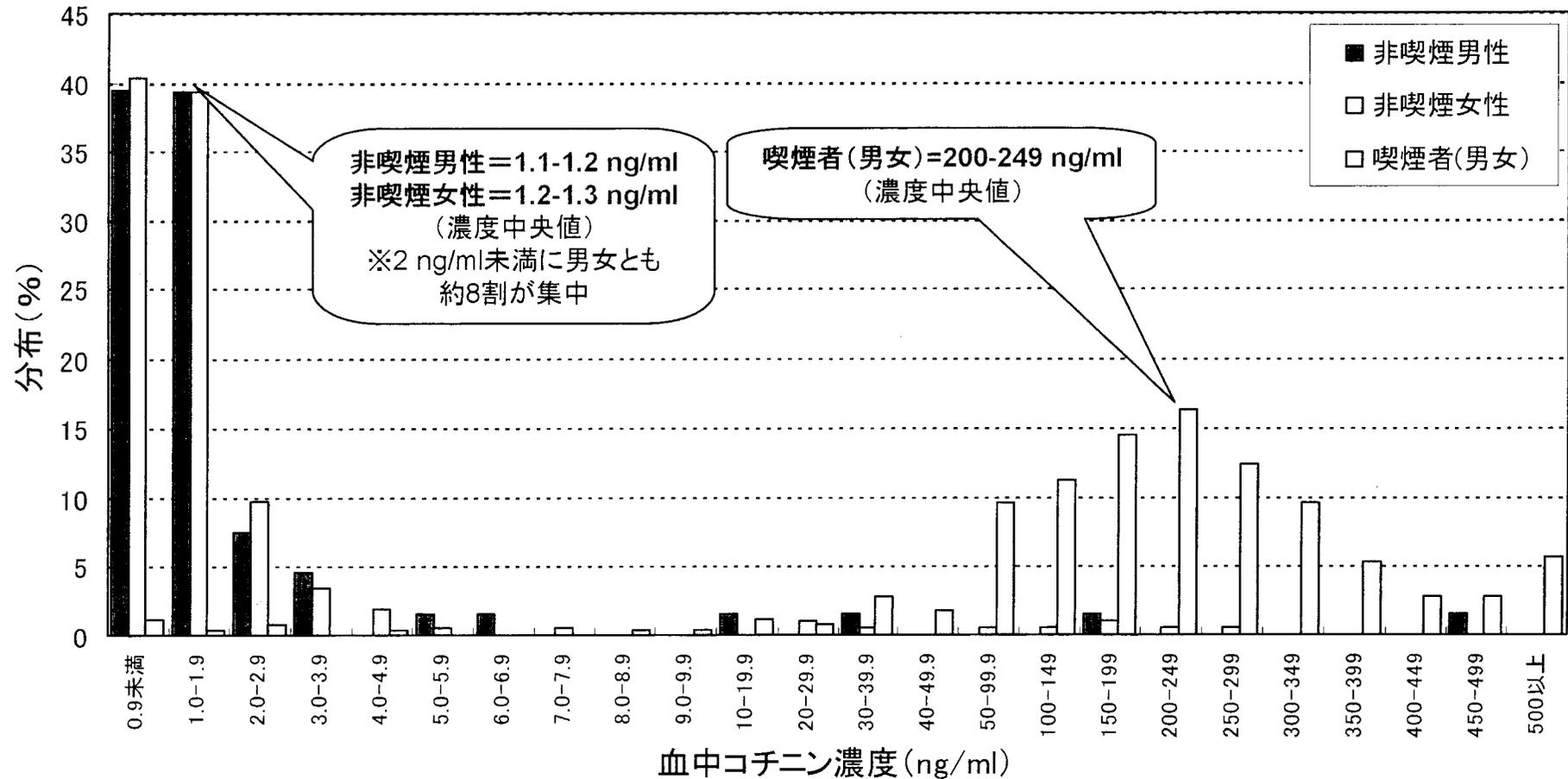
欧州8カ国において非喫煙者が吸い込む「環境中たばこ煙」の調査結果



(Phillips, 1998)

JTの取組みの背景となる基本的考え方

喫煙者と非喫煙者(ほぼ毎日の受動喫煙)の血中コチニン濃度分布



- 平成15年度国民健康・栄養調査報告、第96表の1(262頁)および第98表の1(267頁)のデータより作図。
 - 喫煙者は「現在習慣的に喫煙している者(男女計)」(282人)、非喫煙者は「家庭又は職場でほぼ毎日受動喫煙を受けたと回答したこの1ヶ月吸っていない又はまったく吸ったことがない者」(男性66人、女性206人)を示す。
 - 報告書記載の濃度平均値は、非喫煙女性6.7 ng/ml、非喫煙男性11.2 ng/ml、喫煙者(男女)228.9ng/ml。
 - 非喫煙者の血中コチニン濃度のカットオフ値は15ng/mlとされている。
- (参照文献: Biochemical verification of tobacco use and cessation ; Nicotine & Tobacco Reserch(2002)4,149-159)

JTの取組みの背景となる基本的考え方 受動喫煙による健康影響 (JT websiteより抜粋)

環境中たばこ煙は、周囲の方々、特にたばこを吸われないの方々にとっては迷惑なものとなることがあります。また、気密性が高く換気が不十分な場所では、環境中たばこ煙は、眼、鼻および喉への刺激や不快感などを生じさせることがあります。このため、私たちは、周囲の方々への気配り、思いやりを示していただけるよう、たばこを吸われる方々をお願いしています。また私たちは、公共の場所等での適切な分煙に賛成し、積極的に支援しています。

一方、環境中たばこ煙は非喫煙者の疾病の原因であるという主張については、説得力のある形では示されていません。環境中たばこ煙への曝露と非喫煙者の疾病発生率の上昇との統計的関連性は立証されていないものと私たちは考えています。また、環境中たばこ煙は、空気中で拡散し、薄められているので、喫煙者が吸い込む煙中の成分の量と比べると、非喫煙者が吸い込む量は極めて少ないものです。動物で発がん性を評価する試験においても、環境中のたばこ煙により、腫瘍を発生させることは極めて困難です。

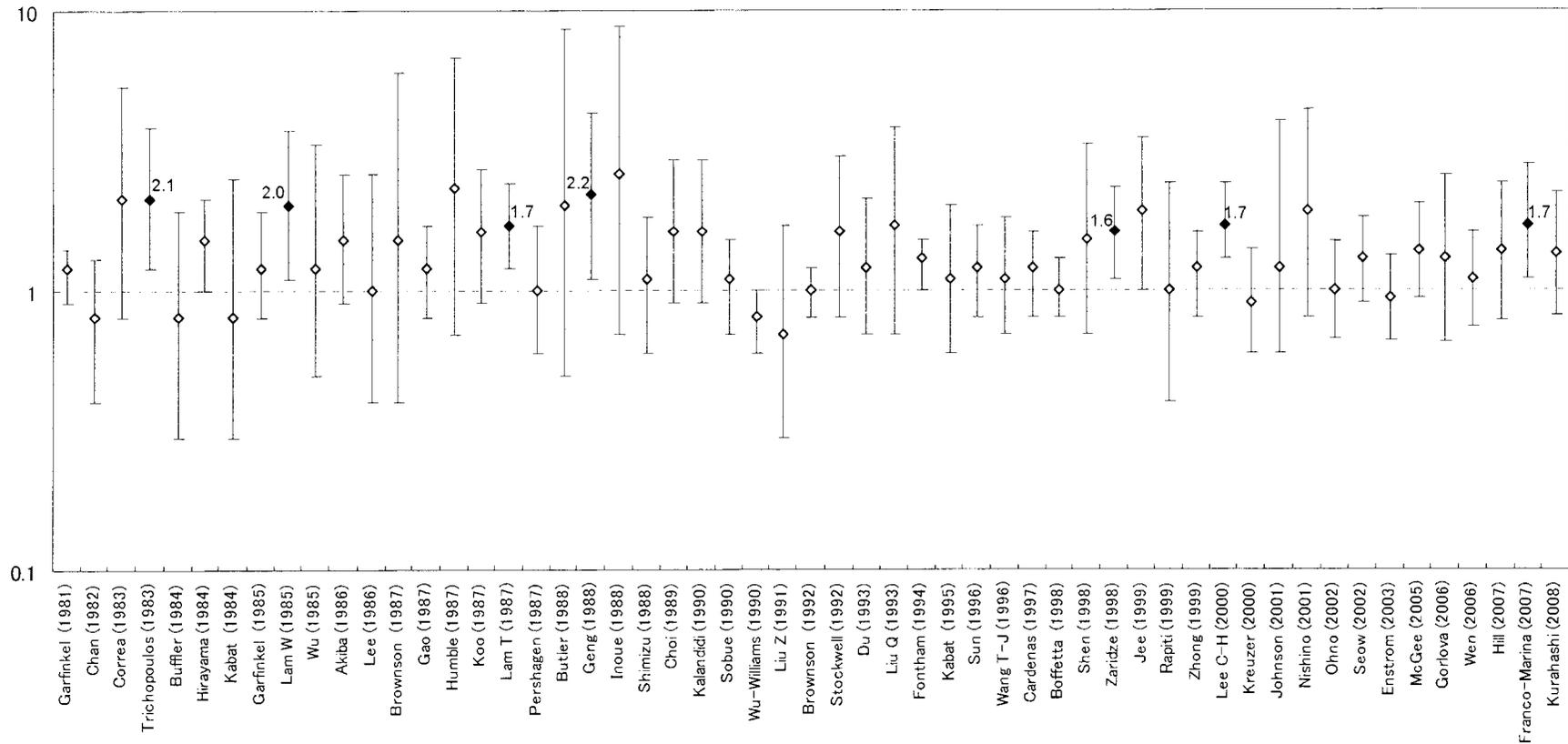
なお、乳幼児、子供、お年寄りなどについては、特段の配慮が必要です。例えば乳幼児や子供に関しては、未就学期における環境中たばこ煙への曝露と喘息の悪化等の呼吸器症状との関連性について報告した疫学研究が多数あります。乳幼児、子供、お年寄りなどは環境中の物質による刺激に対して特に敏感であったり、また自分で意思表示をしたり場所を移動したりすることが難しい場合があるため、その周りでの喫煙は控えることをお勧めします。

JTの取組みの背景となる基本的考え方

受動喫煙の肺がんリスクに関する個々の疫学調査(1)

家庭で受動喫煙を受ける非喫煙女性の肺がんリスク

- 統計的に有意なリスク上昇が認められた論文
- 統計的に有意なリスク上昇が認められなかった論文



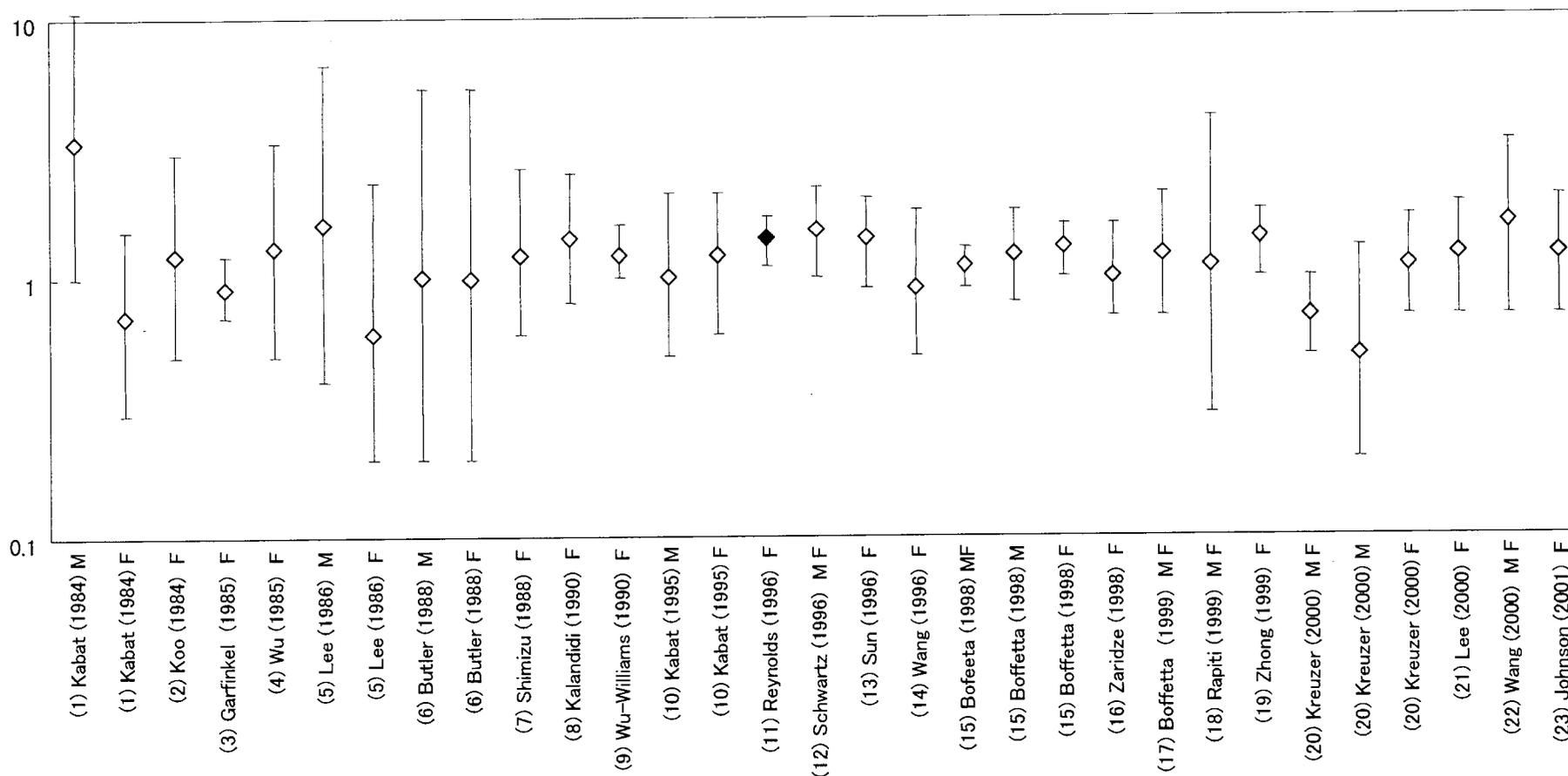
WHOの付属機関である国際がん研究機関(IARC)が受動喫煙についての評価を行うにあたって採用した46報の疫学研究結果に最近の9報を加えた55の研究調査報告の内、48報は統計的に有意なリスク上昇が認められておらず、一貫した結果となっていません。

JTの取組みの背景となる基本的考え方

受動喫煙の肺がんリスクに関する個々の疫学調査(2)

職場で受動喫煙を受ける非喫煙者の肺がんリスク

- 統計的に有意なリスク上昇が認められた論文
- 統計的に有意なリスク上昇が認められなかった論文



受動喫煙の影響が統計的に有意なリスク上昇が認められた論文は23報告中1報告です。

普及啓発 喫煙マナー向上に関する普及啓発

「あなたが気づけばマナーは変わる。」

※「マナーの気づき」に関するTVCMやグラフィック広告を展開しています。

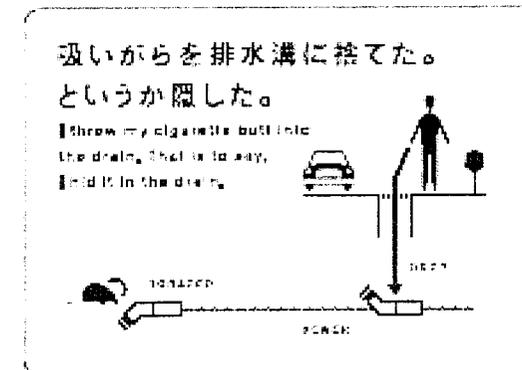
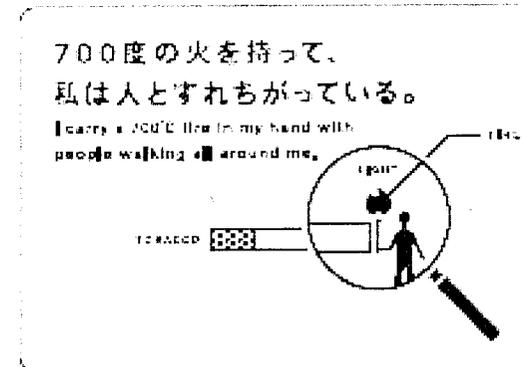
マナーの気づき・TVCM(2008年)



ポスター(マナーをケータイしよう篇)



グラフィック広告



普及啓発 分煙に関する普及啓発

新聞広告

分煙を、考えること。
そこで終らないこと。

分煙の普及は、喫煙者と非喫煙者の両方にメリットがある。喫煙者の健康被害を減らし、非喫煙者の健康被害を減らす。分煙の普及は、喫煙者と非喫煙者の両方にメリットがある。

分煙を、考えること。
そこで終らないこと。

分煙の普及は、喫煙者と非喫煙者の両方にメリットがある。喫煙者の健康被害を減らし、非喫煙者の健康被害を減らす。分煙の普及は、喫煙者と非喫煙者の両方にメリットがある。

分煙を、考えること。
そこで終らないこと。

分煙の普及は、喫煙者と非喫煙者の両方にメリットがある。喫煙者の健康被害を減らし、非喫煙者の健康被害を減らす。分煙の普及は、喫煙者と非喫煙者の両方にメリットがある。

多くのことを積極的にいまより
多くの分煙へをこのことであるから

分煙の普及は、喫煙者と非喫煙者の両方にメリットがある。喫煙者の健康被害を減らし、非喫煙者の健康被害を減らす。分煙の普及は、喫煙者と非喫煙者の両方にメリットがある。

分煙を、考えること。
そこで終らないこと。

分煙の普及は、喫煙者と非喫煙者の両方にメリットがある。喫煙者の健康被害を減らし、非喫煙者の健康被害を減らす。分煙の普及は、喫煙者と非喫煙者の両方にメリットがある。

分煙を、考えること。
そこで終らないこと。



分煙
普及
啓発
センター
株式会社

普及啓発 分煙に関する普及啓発

website (<http://www.bun-en.com/>)

テレビ広告



吸う人のために、吸わない人のために
両者の取り違ひを予防し、両者にとって

分煙をお考えの方へ

- 分煙の基礎知識
- エアロゾルの分煙について
- 飲食店の分煙について
- 業種別の分煙について
- 分煙の相談窓口

あなたにもできる
分煙リポート！

目撃できる
分煙ホスター

分煙アイテム

JTの分煙への 考え方

分煙はいろいろな分煙へ。

メッセージを読む

空間分煙



喫煙室内に煙の拡散を取り入れた空気を循環・排気機を設置することで、煙を喫煙部の外に出さない工夫をした分煙です。

時間分煙



喫煙部の喫煙時間と喫煙しない時間を設け、喫煙時間を期間で分けるタイプの分煙です。

分煙コンサルタント



分煙コンサルタントは、依頼された施設の環境に適した分煙の提案や、既存の喫煙部の問題点について相談を受け、アドバイスをしています。

選択分煙



お店の入り口のサイン表示により、喫煙の喫煙部か、喫煙しないお座敷かを案内することや、お座敷を利用するかどうかを誘導して頂く分煙形式です。

未来の分煙

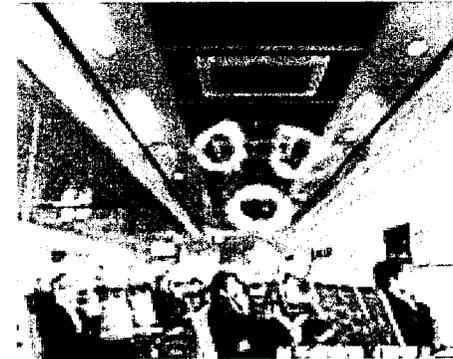


革新的な新しい分煙で喫煙部を未来のアイデアを一般から募集する「SMOKERS STYLE COMPETITION」を実施しています。

その他の分煙事例



その他の分煙事例はホームページで紹介しております。



JTの具体的な取組み

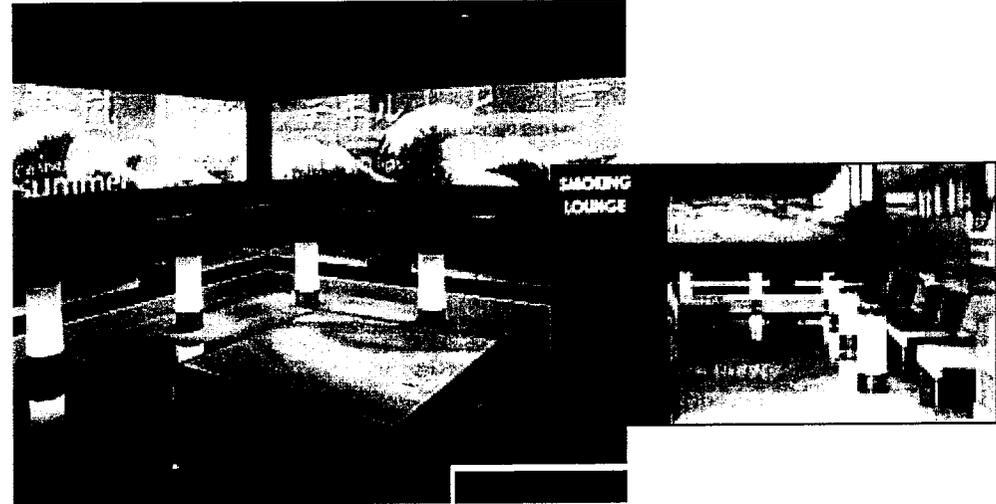
①喫煙場所の整備への協力

成田国際空港 国際線（千葉県）

年間3,200万人の利用者数を誇る成田国際空港。こちらの国際線第2ターミナル本館3階・国際線搭乗待合室に、「スモーキング・ラウンジ」がオープンしました。

今回ラウンジが設けられたのは、これまで喫煙所がなかった北側出国審査場のすぐ隣。たばこの煙やニオイを外部にもらさぬよう排気設備などを備えました。

（2006年1月設置）

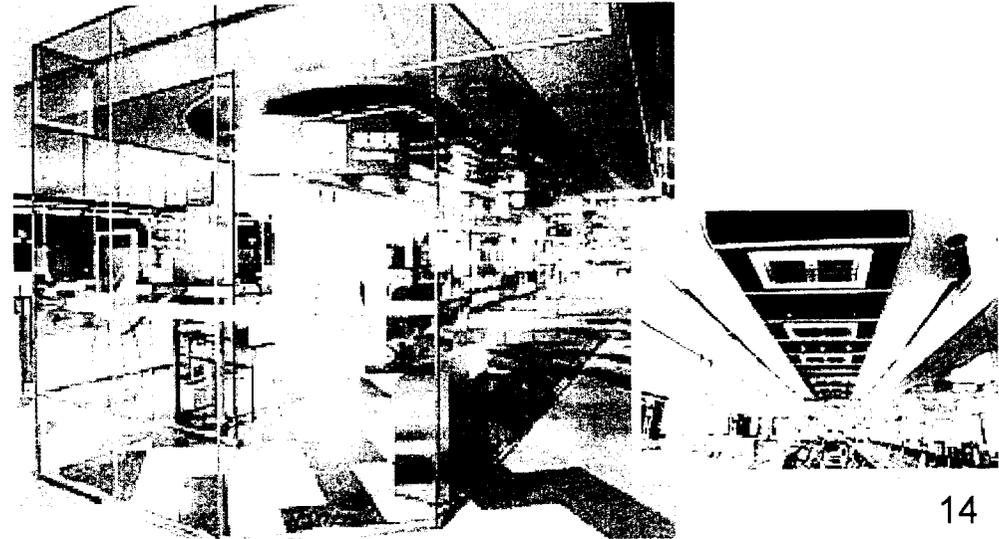


新千歳空港（北海道）

年間1,800万人以上の乗客が利用する、新千歳空港の旅客ターミナル2階・ホールディングルームに、5カ所設けられた喫煙スペースです。内部には、天井部で気流を制御する“誘引気流分煙システム”を導入。これにより、ドアがなくても、煙やニオイが喫煙スペース外へ漏れることはありません。

灰皿の周囲には、ミッドセンチュリーなチェアも配置され、待ち合い中に安らぎの時間を演出してくれます。

（2003年10月設置）



JTの具体的な取組み

①喫煙場所の整備への協力

八重洲地下街（東京都）

東京駅に直結する八重洲地下街内／オレンジ・ロードの南北に設けられた喫煙スペースです。カウンター式灰皿 & スタンド灰皿が設置された「サウススポット」と、スタンド灰皿のみで構成された「ノーススポット」の2カ所があり、10:00～22:00までの利用が可能となっています。

（2007年10月設置）



東京駅動輪広場（東京都）

1日5,000人以上の方に利用されている個室型喫煙スペースのさきがけです。
（2002年12月1日設置）



西鉄福岡駅（福岡県）

1日あたりの利用者が15万人を超える九州のターミナル駅、西日本鉄道福岡駅の個室型喫煙スペースです。出入り口にドアはありませんが、強力な排気によって風の通り道ができるため、煙やニオイが外へもれにくくなっています。
（2003年10月1日設置）

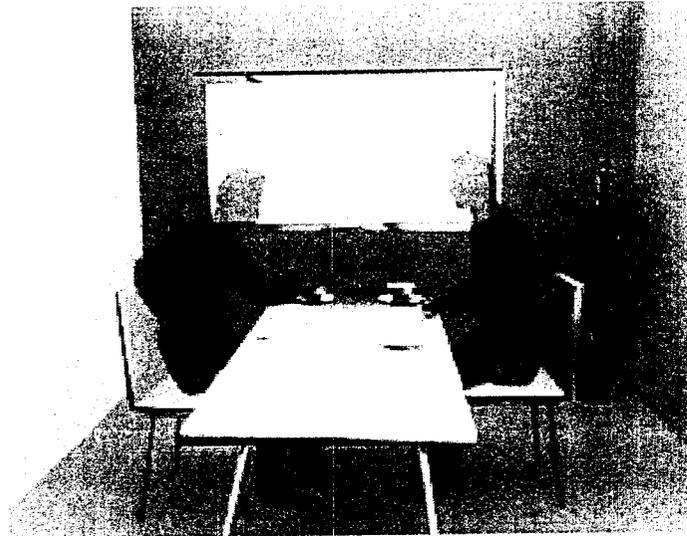


JTの具体的な取組み

②分煙コンサルティング

施設管理者による「受動喫煙防止の取組み」の支援

- JTでは、2004年より社内に「分煙コンサルティングチーム」を設け、公共施設や商業施設、オフィスなど、各施設の特徴やそれらを利用される方々のニーズに応じた“分煙コンサルティング”を実施しています(2007年度1年間のコンサルティング実績 222件)。
- “たばこを吸われない方”に配慮した上で、“たばこを吸われる方”も満足できる分煙方法についての知見提供・提案・アドバイスを、無償で行っています。



JTの具体的な取組み

②分煙コンサルティングの実例（イベントホール）

■相談内容

イベントによっては、屋内喫煙場所周辺に人があふれ、通路全体に煙が広がっている。屋外にも喫煙場所はあるが、限られた休憩時間中に、喫煙者全員を広い敷地内の屋外の喫煙場所に誘導することは困難であることから、なんとか屋内の喫煙場所を改善できないか？

■コンサルティングの流れ

- STEP1 JT分煙試験室にて、施設担当者とともに、デモンストレーションを実施
- STEP2 現地喫煙場所を訪問し、実際の使用状況を確認調査し、改善方法を施設担当者と協議
- STEP3 施設側にて、排気装置を設置
- STEP4 現地にて、スモークマシーンによる実験を行い検討
- STEP5 施設側にて、喫煙場所周囲にビニールカーテンを施工し、完成



(STEP1 JT分煙試験室)



(STEP5 完成)

ビニールカーテンの中が喫煙場所

■結果

喫煙者をビニールカーテン内の喫煙場所に誘導することができ、排気設備により、通路全体に煙が広がることもなくなった。

JTの具体的な取組み

②分煙コンサルティングの実例(オフィス)

■相談内容

社員向けの喫煙室からニオイが非喫煙エリアに流れて社員から苦情がきている。
排気装置の追加など設備対応が困難であり、何か他に有効な解決法はないか？

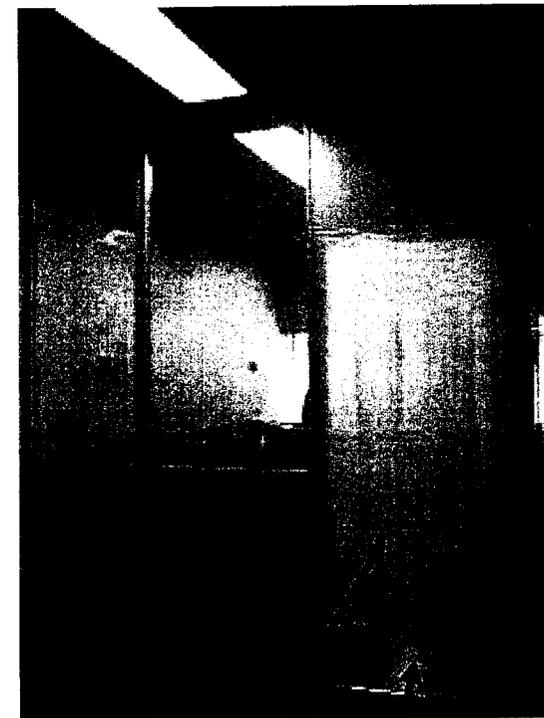
(施工後)

■コンサルティングの流れ

- STEP1 現地喫煙場所を訪問し、実際の使用状況を確認調査
→喫煙室に向かう気流がないことが漏れの原因
- STEP2 喫煙環境改善の提案書を作成し説明
(出入口部の開口面積を狭めるご提案)
- STEP3 施設側が喫煙室入口にビニールカーテンを設置
- STEP4 施設管理者と出入口の風向・風速を測定し、十分な
気流(0.2m/s以上)が担保されていることを確認

■結果

「ニオイの漏れがなくなり、社員からの苦情もなくなった。」



ビニールカーテン

開口部

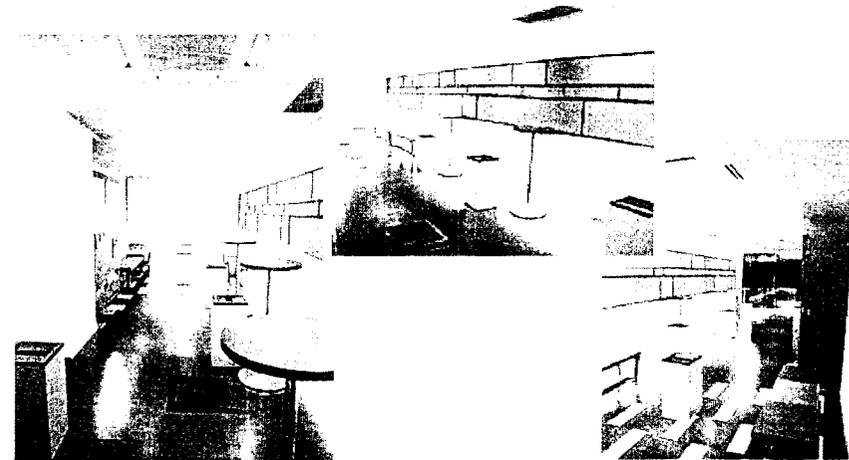
JTの具体的な取組み

②分煙コンサルティング施工例(オフィス)

三菱ビル（東京都千代田区）

ビルの地下1階に、リフレッシュ・ルームと隣接する形で設置された喫煙スペースです。室内の色調を茶形でまとめたことで、落ち着いた雰囲気を醸し出しつつ、汚れが目立ちにくくなっています。

排気口が設置されている室内奥には、着席スペースを設置。喫煙者を室内奥へと誘導することで、室外への煙の漏れ防止に成功しています。床に、耐シガレット性のタイルを使用し、焼け焦げの発生を防止している点もポイントです。

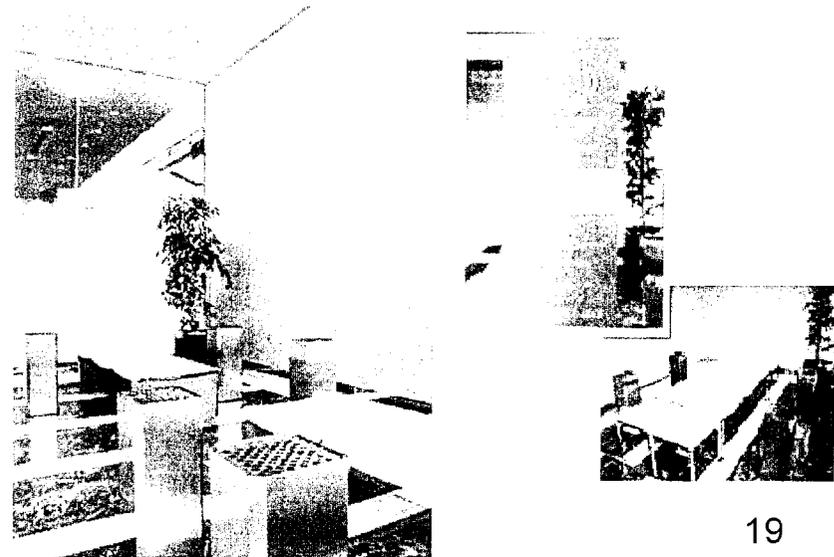


ワールドビジネスガーデン（千葉県千葉市）

1階のロビー・フロア内に、男女共用と女性専用の2カ所の喫煙スペースが設置されています。

ビルの外に設けられた喫煙スペースと併せ、利用される方のさまざまなニーズやシーンを考慮した造りになっています。

汚れ(ヤニ等)が付着しても掃除しやすい造りになっていたり、大理石を使用しているため、焼け跡が付きにくくなっています。



JTの具体的な取組み

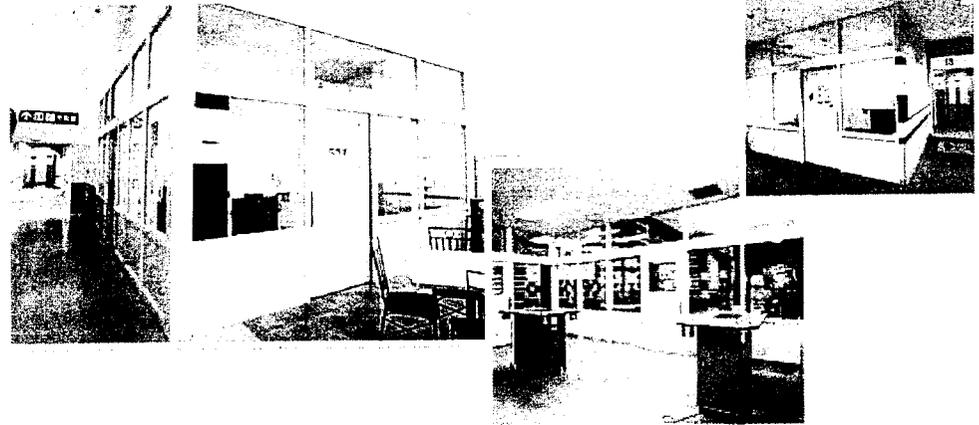
②分煙コンサルティング施工例(商業施設)

イオンナゴヤドーム前ショッピングセンター

(愛知県名古屋市)

3階建ての店舗内に、計6カ所の喫煙スペースが設けられているほか、3カ所ある店舗の出入り口にもスタンド灰皿が設置されています。

館内の喫煙スペースには、分煙機を導入。ガラスの間仕切りが採用された室内は、見通しがよい上、清潔感が漂っています。



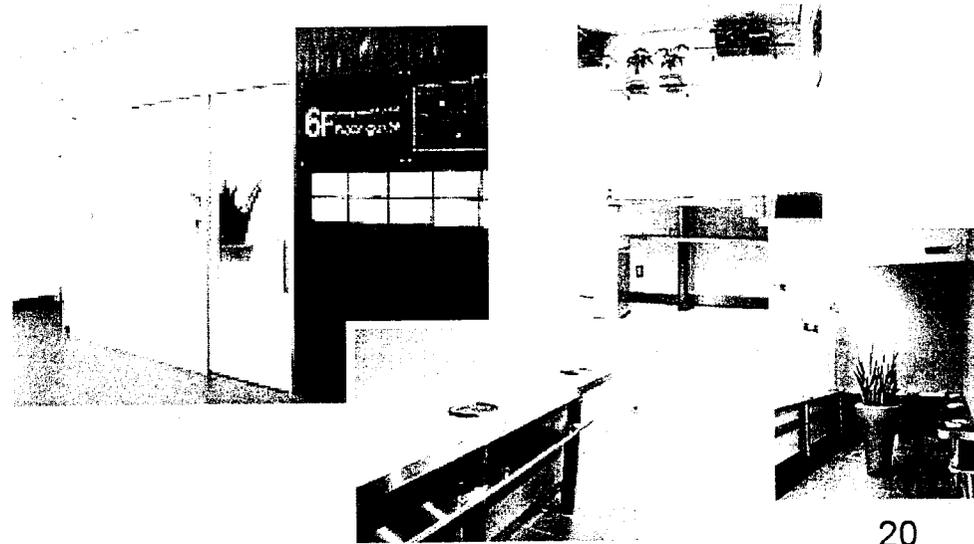
金沢フォーラス (石川県金沢市)

6階フロア「ダイニングリゾートKUUGO」に設置された喫煙スペースです。

食事の前後に利用されることが多いため、特に清潔感を重視した造りになっています。

喫煙スペース内部には、荷物を置ける棚が設置されています。

扉や灰皿、空調の設置位置は、排気機能や喫煙者の心理を考慮してレイアウトされています。



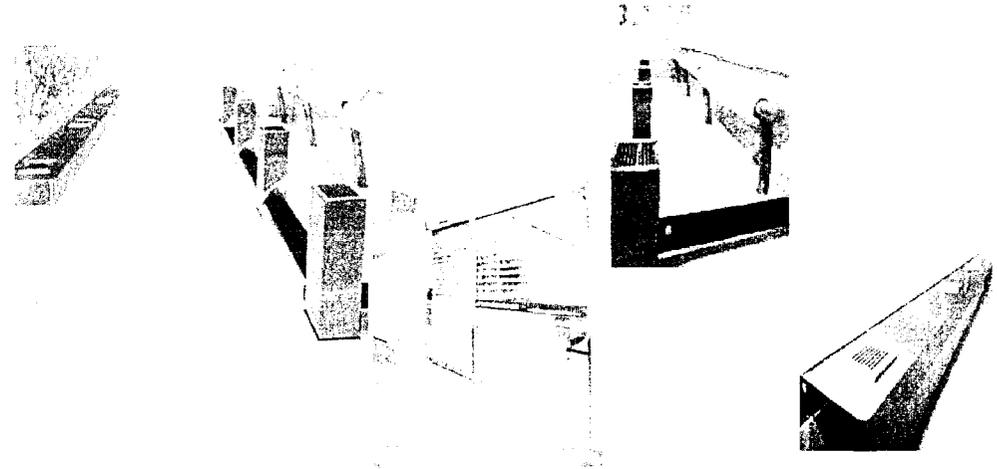
JTの具体的な取組み

②分煙コンサルティング施工例(商業施設)

港北東急 (神奈川県横浜市)

ショッピング・エリアと専門店街の間=ビルの中央部分に、2カ所の“SMOKING LOUNGE”が設けられています。

スタンド灰皿の脇には、腰を落ち着けられる“ヒップ・バー”を設置。間接照明やグラフィック・アートで構成されたスペースには清潔感も漂い、待ち合わせなどのシーンにも対応できるようになっています。

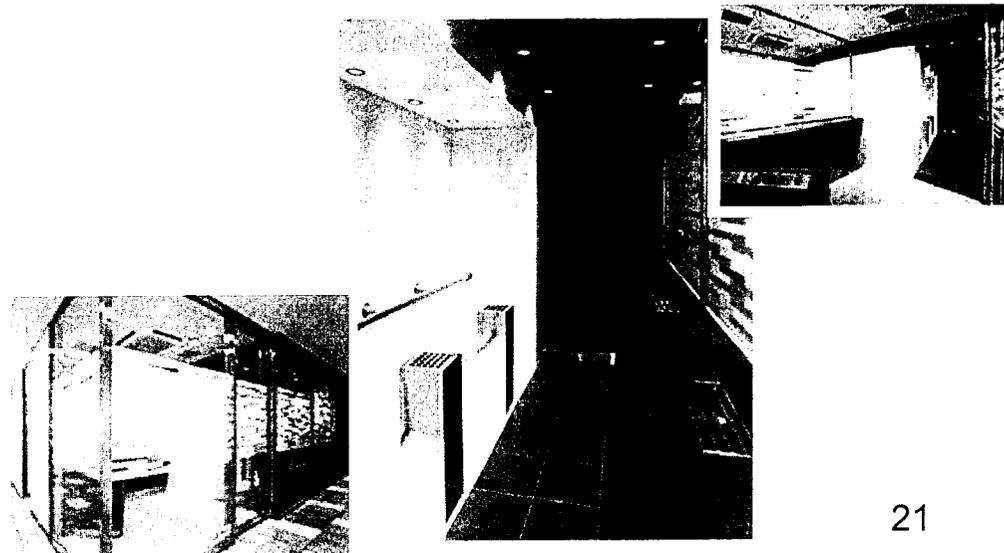


たまプラーザテラスゲートプラザ (神奈川県横浜市)

たまプラーザ駅に直結するショッピング・モール内に設置された喫煙スペースです。2階のショッピング・フロア内に設けられています。

アート・イメージである“木漏れ日感”を取り入れたスペースには、落ち着いた色調の格子や、モザイク模様を施したガラス扉などが配置され、柔らかな光の陰影の中で、安らぎの時間が過ごせます。

壁面には、軽く腰を落とせる“ヒップ・バー”も設置してあります。



JTの具体的な取組み

②分煙コンサルティング施工例(商業施設)

マリノアシティ福岡 (福岡県福岡市)

福岡県福岡市の西のエリアにある都市型のリゾート&エンターテインメント施設「マリノアシティ福岡」に、“SMOKING LOUNGE”が設置されました。施設内の入り口の脇に1カ所と、敷地内の外構部に3カ所ある喫煙スペースのテーマは、すべて“海&波”。ウォーターフロントに位置する施設のイメージとも符号した、リフレッシュ空間となっています。



ららぽーと柏の葉 (千葉県柏市)

3階の屋外テラスの入り口に隣接して設置された、喫煙ラウンジです。曲線状につくられた内部には、テラスに面した大きな窓から光が入り、開放的な雰囲気になっています。また、ラウンジ内には、館内情報を提供するモニターや、CDの視聴コーナーも設置。買い物の前後などにも気軽に利用することができます。

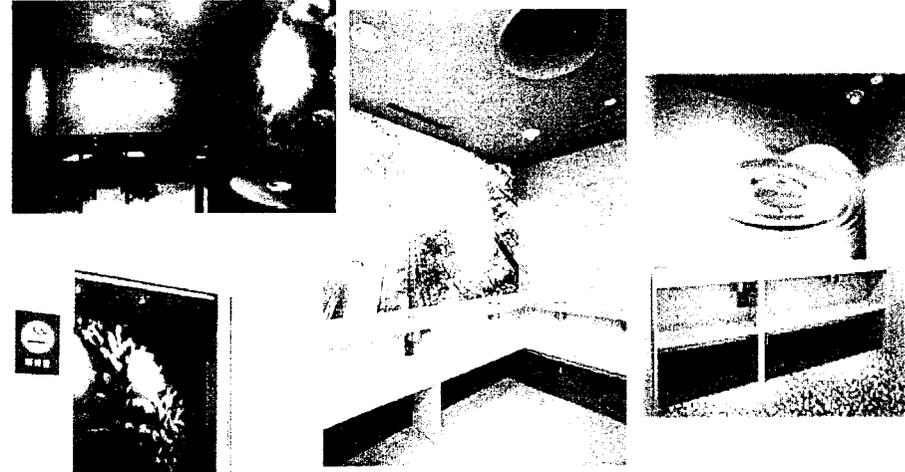


JTの具体的な取組み

②分煙コンサルティング施工例(商業施設)

ららぽーと横浜（神奈川県横浜市）

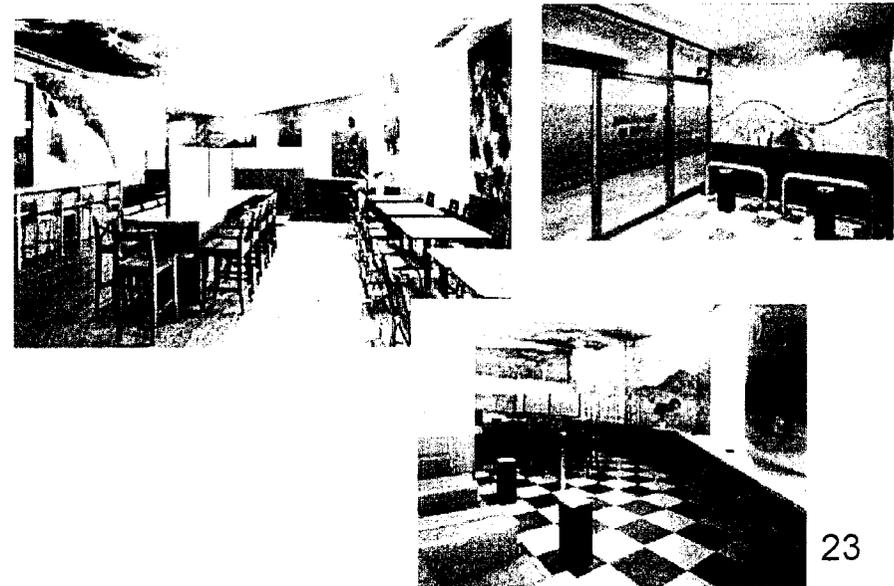
“ライフ・ウィズ・カルチャー ～物を買うだけでなく、豊かな時間の過ごし方を提案する～”をコンセプトとする、大型ショッピング・モールに設けられた喫煙スペースです。館内に5カ所ある喫煙スペースのテーマは、“環境とアート”。1室ごとに換気方式まで異なるスペースは、それぞれに特徴を持たせたグラフィックが採用され、汚れが目立ちにくくメンテナンスしやすい素材の採用や荷物棚など、利用者の視点に立ったさまざまな工夫がなされています。



UNIMOちはら台（千葉県市原市）

“一日中楽しめるユニーク(=unique)な場”と、“すべての人に優しいユニバーサル(=universal)な場”をコンセプトとする、大型ショッピング・モール「UNIMOちはら台」に設けられた喫煙スペースです。

館内に6カ所+屋外に1カ所ある喫煙スペースのテーマは、“四季の風景”。壁面には、日本の四季を彷彿とさせるアーティスティックなディスプレイが用いられ、利用者が開放感を感じられるような造りになっています。また、壁面には“フラワータイル”を使用し、花の香りでたばこのにおいを軽減させるさりげない試みもされています。



JTの具体的な取組み

②分煙コンサルティング施工例(飲食店)

MAM CAFE

喫煙マナーの向上には欠かせないアイテム＝携帯灰皿を、世界中から集めて展示・販売する世界初のミュージアム・ショップ「Mobile Ashtray Museum」が、羽田空港・第1旅客ターミナルビルの3Fにオープンさせたカフェです。

“たばこを吸われる方と吸われない方の双方に、ゆっくりとくつろいで頂き、そして、有意義な時間を過ごして頂きたい”をコンセプトに、憩いのスペースが提供されています。

喫煙スペースと非喫煙スペースが大きな透明のガラスで仕切られた店内は、喫煙のみの利用も可能であり、食事から休憩まで、さまざまなニーズに対応できる空間構成となっています。



JTの具体的な取組み

②分煙コンサルティング施工例(飲食店)

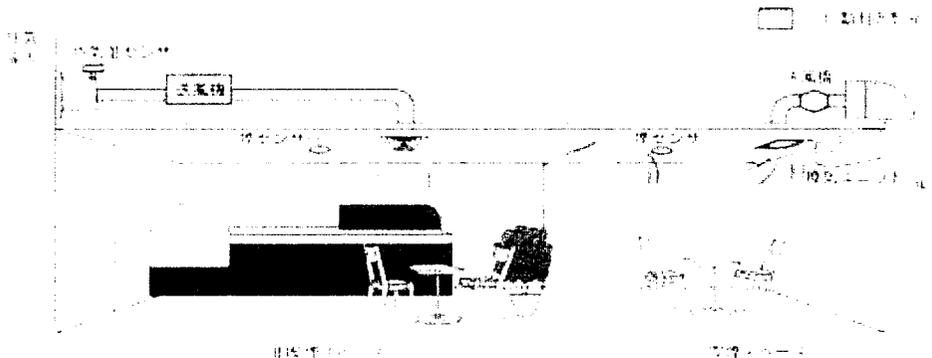
ドトールコーヒーショップ

セルフサービス形式のコーヒー・ショップのパイオニアとして、全国展開を進めるショップの分煙事例です。

もともと店舗毎に応じた、さまざまなスタイルの分煙スペースが設けられてきましたが、近年では、より店舗内での分煙を徹底。独自の機器を開発・導入するなど、たばこを吸われる方と吸われない方の双方にとって居心地のよいスペースが作りだされています。



「ドトールコーヒーショップ」の店舗で実施されている分煙事例イメージ
(本分煙事例は「ドトールコーヒーショップ」全店舗に該当するものではありません)



天井に設置された煙センサーが店内の空気状況を監視し、換気風量を状況に併せて変化させることで、店内では一定の換気状態が保たれる。



喫煙スペースと非喫煙スペースの境界部に設置された「プラズマラインユニット」

JTの具体的な取組み

②分煙コンサルティング施工例(飲食店)

Sign gotandar

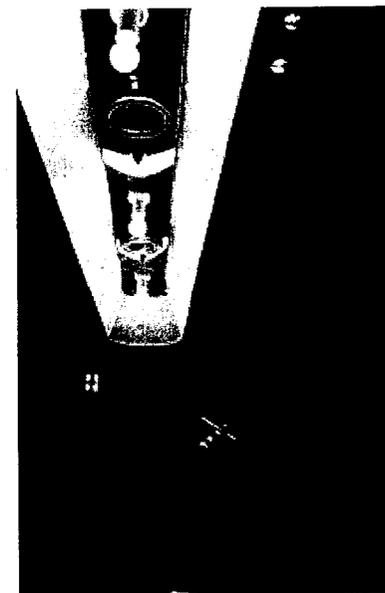
2008年4月下旬にリニューアル・オープンした五反田の駅ビル「レミィ五反田」の4階＝東急池上線の改札口と直結したフロアにある完全分煙スタイルのカフェです。

ファッションや音楽をはじめ、デザイン、アート、飲食など、多ジャンルを手掛けるトランジットグループがプロデュースしています。

店内奥に設置された喫煙スペースには、デザイン性と機能性を兼ね備えた集煙システムが導入され、利用者の好評を得ています。



各テーブルの上部には、間接照明を兼ねた集煙用のシェードを設置。



シェード内部に設けられた換気口が、立ち昇ってきた煙を集める。

JTの具体的な取組み

③さらなる分煙環境向上のための未来に向けた取組み

・「SMOKERS' STYLE COMPETITION」

- たばこを吸われる方と吸われない方が共に快適に過ごせる環境の整備・普及を目指し、アイデアや空間作品を「新建築」とともに募集しています。



SMOKERS' STYLE
COMPETITION 2007

※「新建築」

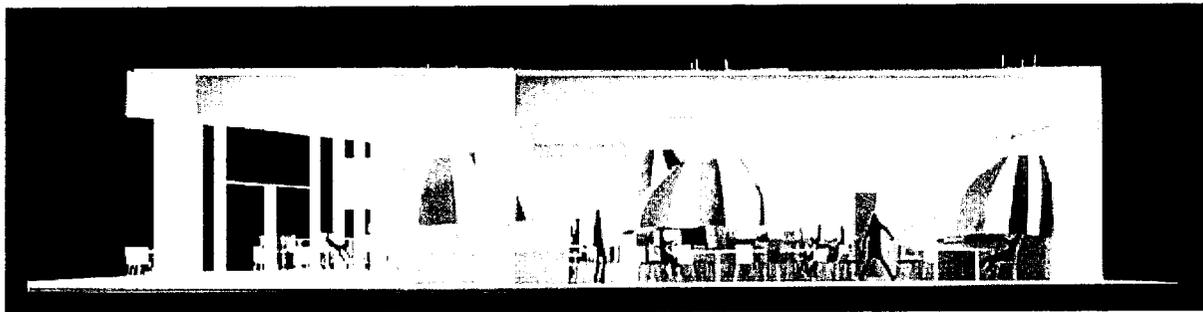
建築専門の出版社「新建築社」が発刊する、建築家の間では最もポピュラーな雑誌

プロポーザル部門

課題名は“SMOKERS' STYLE CAFE 2007～プロポーザル部門～”。
実在するカフェをもとに、たばこを吸われる方・吸われない方の双方が、
くつろぎの時間を過ごせるような空間づくりについて、広くアイデアを求めました。

最優秀賞

大塚裕紀氏（小山工業高等専門学校専攻科豊川斎藤研究室）



最優秀賞作品・概要

パラソルを利用した、分煙空間のアイデアです。店内での喫煙スペースの目印は、煙の流れが調整可能な上下移動型のパラソル。不特定多数の人々が行き交うカフェという空間で、店内に咲いたパラソルを軸に、ゆるやかな喫煙風景が広がることを目指しています。

JTの具体的な取組み

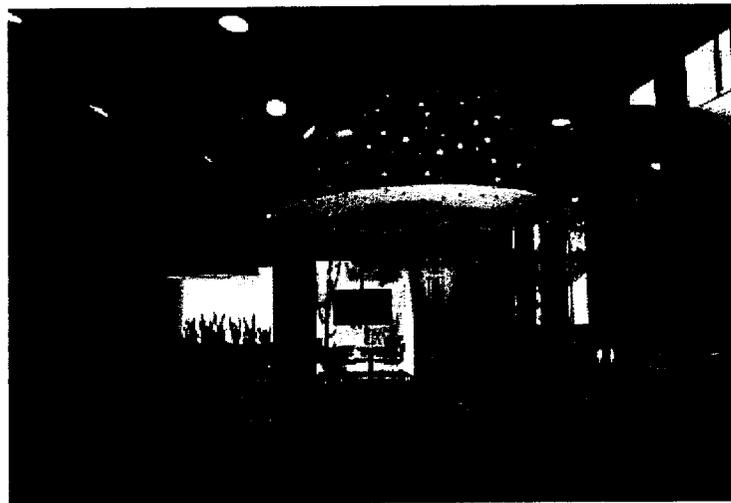
③さらなる分煙環境向上のための未来に向けた取組み

- 私たちが目指す最終的な分煙のカタチは「人を分けずに、煙を分ける。」ことです
 - たばこの煙、においをより完全にコントロールし、同じ空間であっても、たばこを吸う人も吸わない人も、たばこの煙やにおいを気にしなくていい、そんな空間を提供したいと考え、幅広い専門家と共同で研究開発に着手しています。

café STUDIO

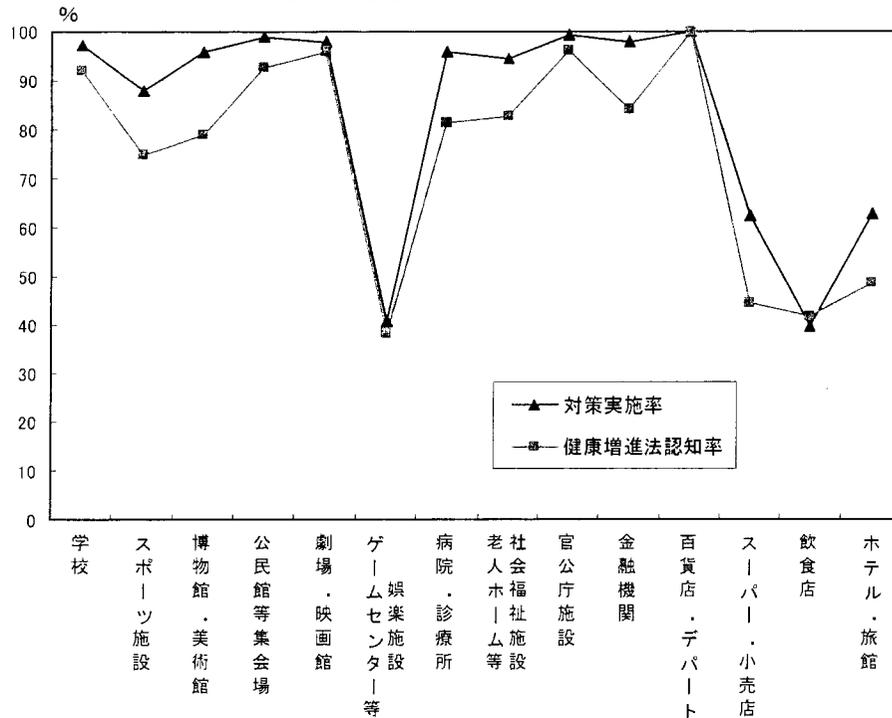
東京都渋谷区神宮前4-31-10
YM Square HARAJUKU 1F

「SMOKERS' STYLE COMPETITION」
2007 プロポーザル部門 最優秀賞作品
を元にした新たな分煙空間



取組みをより一層進めていくために 参考資料①

神奈川県「受動喫煙に関する施設調査」における
健康増進法第25条(受動喫煙の防止)の認知度※1と
受動喫煙防止対策の実施率※2



「受動喫煙に関する施設調査」

対象： 神奈川県内に所在する健康増進法
第25条対象施設

標本抽出法： 無作為抽出

調査期間： 2007年10月17日～10月31日

有効回収数： 学校 149、スポーツ施設 139、
博物館・美術館 115、公民館等集会所 112、
劇場・映画館 93、ゲームセンター等娯楽施設 138、
病院・診療所 123、老人ホーム等社会福祉施設 129、
官公庁施設 132、金融機関 140、
百貨店・デパート 15、スーパー・小売店 162、
飲食店 146、ホテル・旅館 107

※1設問「あなたは健康増進法第25条で、学校、病院などの多くの人が利用する施設の管理者は、利用者の受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない、と定められていることをご存知ですか。」
回答選択肢「知っている、知らない(今回の調査ではじめて知った)」

※2設問「貴施設における受動喫煙を防止するための対策状況を次の中から1つ選んでください」

回答選択肢「①敷地内を禁煙、②建物内を禁煙、③喫煙室や喫煙席、喫煙フロアを設置し、煙が喫煙場所から禁煙場所に流れないようにしている、④喫煙コーナーや喫煙席、禁煙席を設置しているが、煙が喫煙場所から禁煙場所に流れることがある、⑤昼食時間帯などの一定の時間帯は、禁煙にしている、⑥その他、⑦対策はしていない」

なお、本「施設調査」は、この設問以降①から⑥(何らかの対策をしている)と⑦対策はしていないとに分けて設問を設けているため、ここでは①から⑥と回答した施設の合計より「受動喫煙防止対策の実施率」を算出している

取組みをより一層進めていくために 参考資料②-1

諸外国における喫煙場所規制の影響に関し、飲食店の売上減少や酒類の売上減少などの影響を伝える数多くの報道の一部

✿ アイルランド

“DIAGEO社はアイルランドでのビール販売が5%低下したと昨日発表。同社によると全面禁煙により顧客が自宅で飲食する傾向が高まったことによるとのこと”

The Irish Times 2005年9月2日

✿ 英国

“この夏中、リノベーション工事が各地で行われた。7月1日のデッドライン(全面禁煙)に向けて、適切な屋外エリアを作るため数百万ポンドの費用が費やされた”

Irish Post 2007年7月27日

“BII(英国パブ協会)およびFLVA(英国自営酒類販売店協会)加盟店2708軒を対象に行われた調査によれば、イングランドおよびウェールズのパブの売上は、喫煙場所規制導入後7.3%減少したという”

“BIIは、今後3、4年以内に5000軒のパブが廃業するだろうと予想している”

“FLVAのCEOのTony Payne氏は、「伝統的な労働者向けのパブは一番の打撃を受けた。屋外で喫煙者に対応するスペースのない店はとりわけである」と語った”

Publican 2007年12月17日

取組みをより一層進めていくために 参考資料②－２

諸外国における喫煙場所規制の影響に関し、飲食店の売上減少や酒類の売上減少などの影響を伝える数多くの報道の一部

アメリカ

“経済学者のRobert FleckおよびAndrew Hanssen両氏は、25年間にわたりカリフォルニア州の267都市の四半期ごとのレストラン売上データを分析した”

“その結果、州による喫煙禁止措置の影響は約4%で、統計的に有意であった”

The Regional Economist 2008年1月号

ドイツ

“ドイツホテルレストラン協会 (DEHOGA) によれば、喫煙禁止措置により人々が外食することが減り、2007年から規制適用を受けた店舗の15%は売上が約50%減少したという。”

Deutsche Welle 2008年1月14日

フィンランド

“Finnish Hotel and Restaurant Associationの調査結果によれば、2007年夏にフィンランドで施行されたレストランの喫煙場所規制法により、食事よりも飲酒の比重が大きいパブやレストランでの売上がほぼ3分の1減少した。また15%のレストランで雇用が減少した”

Esmerk Finnish News 2007年12月28日付

取組みをより一層進めていくために 参考資料③

選択分煙について



喫煙者のために 吸わない人のために
分煙の取組みや事例の取組みをご紹介します

分煙をお考えの方へ

- 分煙の基礎知識
- オフィスの分煙について
- 飲食店の分煙について
- 来店分煙について
- 分煙ご相談窓口

トップページ : JTの分煙への考え方 : 空間分煙 : 時間分煙 : 分煙コンサルタント : **選択分煙** : 未来の分煙 : その他の分煙事例

選択分煙 について

お店の入り口のサイン表示により、たばこの吸える
お店か、吸えないお店を予め伝えることで、
お客様利用するかどうかを選択して頂く分煙方式です。

自分で作れる
分煙ホスター

分煙アイテム



分煙ニュース「選択」篇

ナレーター 田村 久彌(かとう ながまさ)
煙の声 田村 和彦(かとう かずひこ)

（広告の発売予定はありません）

たばこが吸えるお店のサイン例



たばこが吸えないお店のサイン例



公共の場所での喫煙規制について



2008年11月

フィリップ モリス ジャパン株式会社

本資料に記載されている情報は、フィリップ モリス ジャパン株式会社の調査に基づいております。含まれている事実については、時間の経過とともに、その正確性が失われている場合があることをご承知願います。また、弊社の許可無しに、本資料を第三者へ提供することはお控えください。



フィリップ モリス インターナショナル Philip Morris International (PMI)

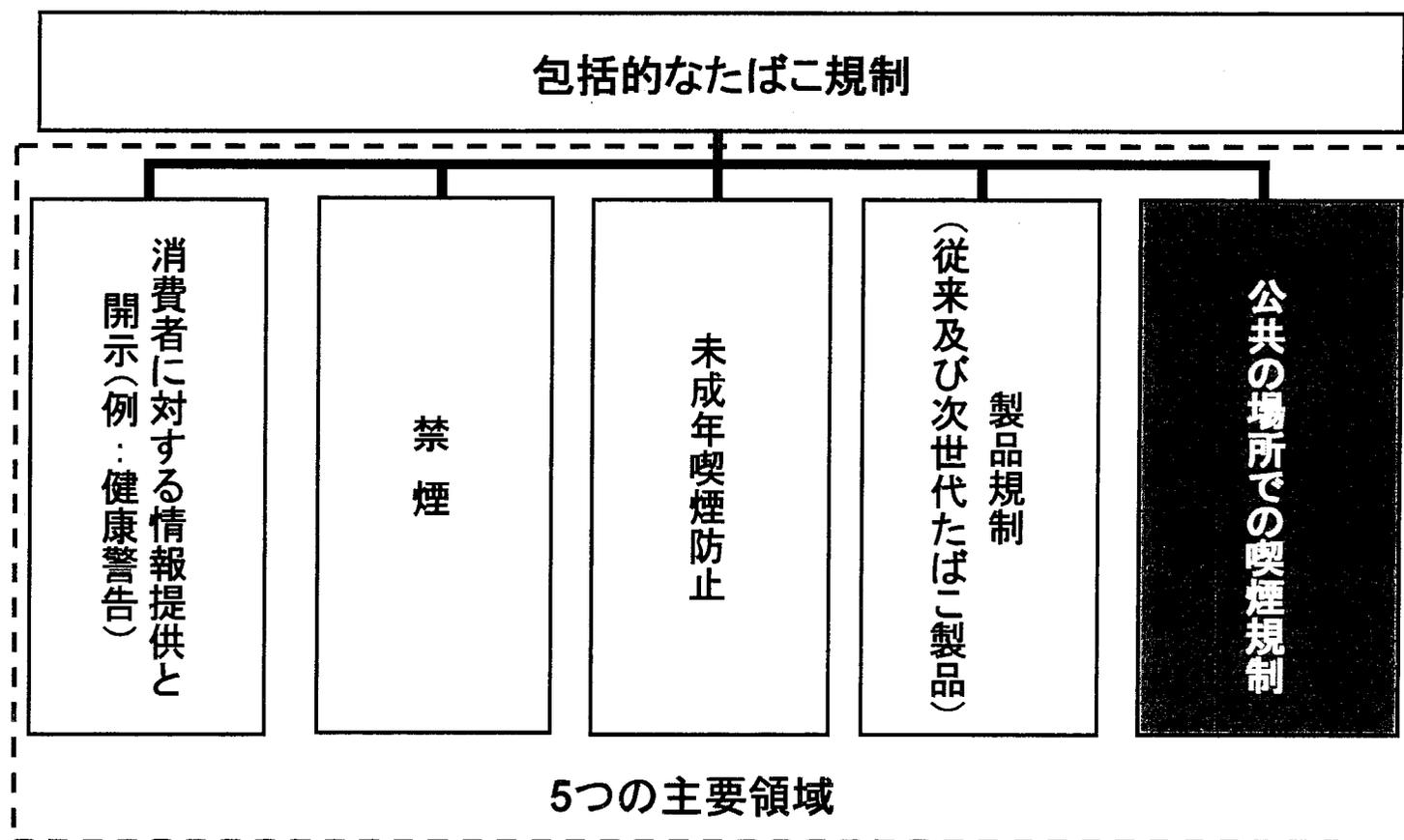
| | |
|-------|---------------------------------------|
| 設立 | 1847年（英国にてPhilip Morris社として設立） |
| 本社所在地 | 米国・ニューヨーク市 |
| 統括本部 | スイス・ローザンヌ |
| 代表者 | ルイ・C・カミレリ (会長兼CEO) Louis C. Camilleri |
| 従業員数 | 約75,000人 |
| 事業拠点 | 160カ国以上（59の製造工場） |

フィリップ モリス ジャパン株式会社 Philip Morris Japan Kabushiki Kaisha (PMJKK)

| | |
|-------------------|---|
| 設立 | 1985年 |
| 代表者 | フレデリック・デウィルドゥ（代表取締役社長）Frederic de Wilde |
| 従業員数 | 約1,800人 |
| 主要ブランド | マールボロ (Marlboro)、ラーク (Lark)、フィリップ・モリス (Philip Morris)、バージニ・アスリム (Virginia Slims)、パーラメント (Parliament)等 |
| 国内たばこ市場シェア(2006年) | PMJKK 24.7% JT 65.0% BAT 9.9% |



- ◆ フィリップ モリス インターナショナルは、たばこ製品の製造、マーケティング、販売、使用に関する包括的な規制を支持します。





環境中たばこ煙と公共の場所における喫煙

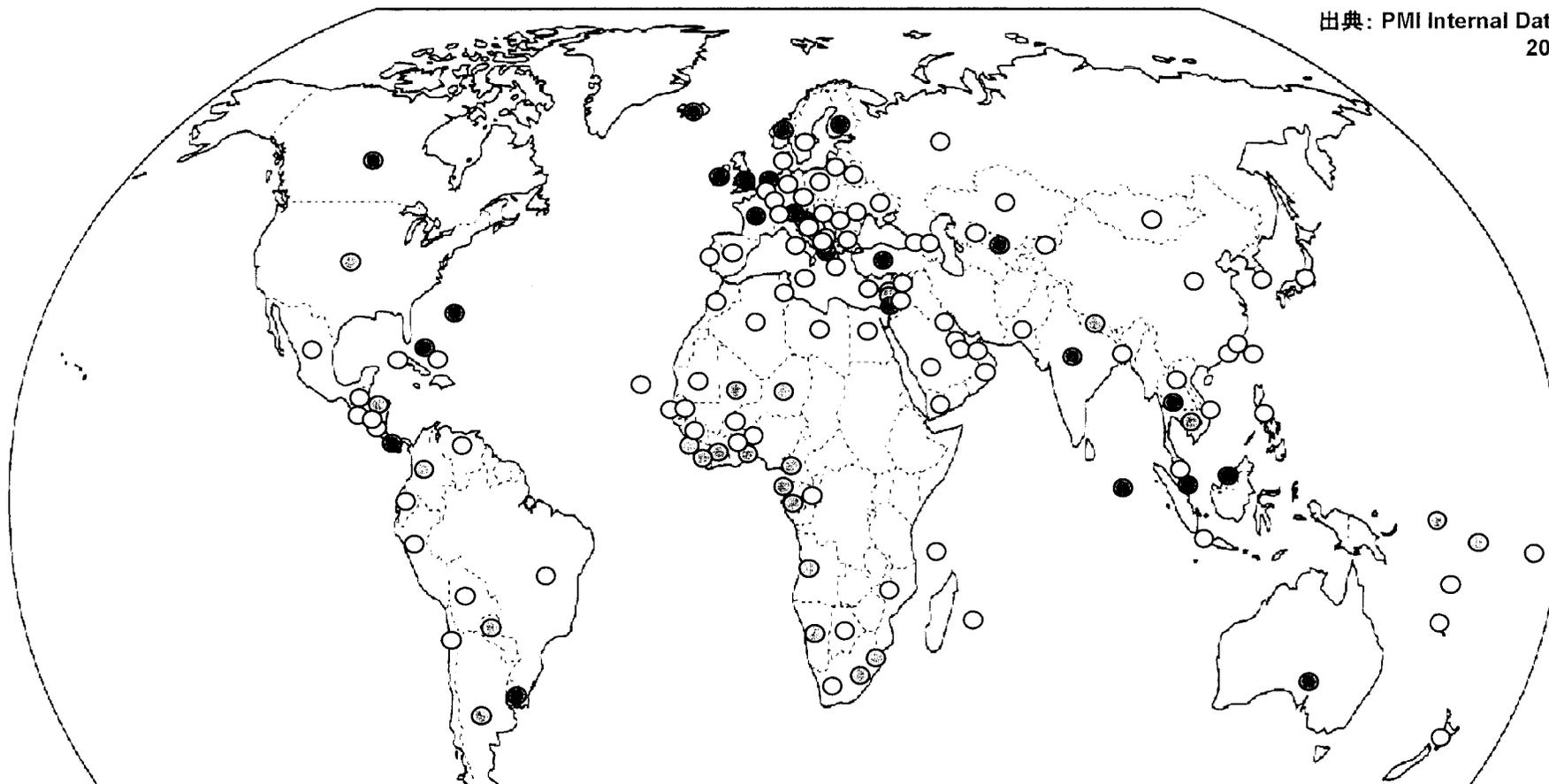
- ◆ 環境中たばこ煙とは、火のついたたばこの先端から出る煙（ガス状と粒子状の物質からなる）と、喫煙者が吐き出す煙を合わせたもののことをいいます。
- ◆ 公衆衛生当局は、環境中たばこ煙が、成人の非喫煙者に肺がんや心臓病などの疾病を引き起こし、また子供たちに喘息、呼吸器感染、乳幼児突然死症候群などを引き起こす原因にもなる、と結論づけています。
- ◆ 環境中たばこ煙のある場所にとどまるかどうか、また喫煙者であれば、いつどこで喫煙するかについての判断は、環境中たばこ煙が健康に及ぼす影響に関する公衆衛生当局の見解によって導かれるべきです。
- ◆ また、特に子供への影響を考えて、子供の周りでは喫煙を控えるなど、十分な配慮が必要です。

このような公衆衛生当局の結論に基づいて公共の場所での喫煙を規制するのは適切な措置であると私たちは考えています。



世界の公共の場所での喫煙規制状況

出典: PMI Internal Data,
2008



| | | |
|---|--|--------------------|
| ● | 規制なし..... | 23 countries (16%) |
| ○ | 一部の公共の場所もしくはレストラン/バーなどの施設において禁煙の規制あり | 98 countries (67%) |
| ● | レストラン/バーを含むほとんどの公共の場所において禁煙の規制あり..... | 24 countries (17%) |

Total: 145 Countries

* 国・連邦レベルでの規制についての調査。州レベルでの規制は対象外。



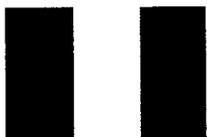
主な国における公共の場所での喫煙規制の状況

公共の場所では全面的に禁煙

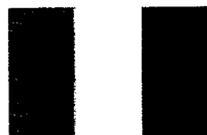


- 2007年7月1日から、学校、職場、医療機関、レストランの室内外、バー、クラブ、劇場、航空機、空港、鉄道、駅、フェリー、バス、デパート、博物館、銀行、スポーツ施設において全面禁煙。

国レベルでの規制



- 2007年2月1日から、学校、官公庁施設、公共交通機関、及び未成年者向け娯楽施設において禁煙。
- バー・レストラン(飲食は不可)、私有オフィス、劇場、駅、バスターミナル、フェリー、デパート、博物館、銀行、スポーツ施設では、特別な換気機能を有し密閉された喫煙室を設置可能。



- 学校、病院、公共交通機関などが、禁煙。
- 2005年1月に屋内喫煙規制が施行され、職場、レストラン、バー/クラブ、デパート、博物館、金融機関、ホテル、スポーツ施設などでも原則として禁煙だが、壁などで完全に分離した喫煙室を設置することが可能。(飲食の提供は可能)



- 2006年1月から、国レベルおよび幾つかの地域において、学校、職場、医療機関と、デパート、美術館、銀行、娯楽施設、ほとんどの公共交通機関などの公共施設で禁煙。
- 喫煙は、バーやレストランにおいて、面積が100㎡未満の店舗では、喫煙ルールを決める裁量が事業主に認められており、喫煙が許された店舗でのみ可能。100㎡以上の店舗では、完全に分離された喫煙席の設置が可能。(飲食のサービス提供は可能。喫煙可の店舗/喫煙席への未成年者の入店/入室は不可)

国レベルでの限定的な規制



- 2007年9月、連邦レベルで官公庁施設、公共交通機関、駅およびプラットホーム、及びフェリーでの禁煙法が施行。学校では、一部の職員室を除き、全面禁煙。
- 接客業においては、2008年3月以降、業界内の90%以上の施設において、店舗面積の50%以上を禁煙席とする事を政府と業界が合意。
- 公共の場所での喫煙を制限する州レベルでの規制があり、バイエルン州を除いて、分離された喫煙室の設置が可能。



- 現時点において、連邦レベルの規制はない。現在、29の州で州法による規制があり、37の州で自治体による規制がある。また、14の州が、州法によりレストラン、バーを禁煙にしている。



成人の総人口に対して
まだ相当数の喫煙者が存在する

喫煙率

>男性 : 39.9%

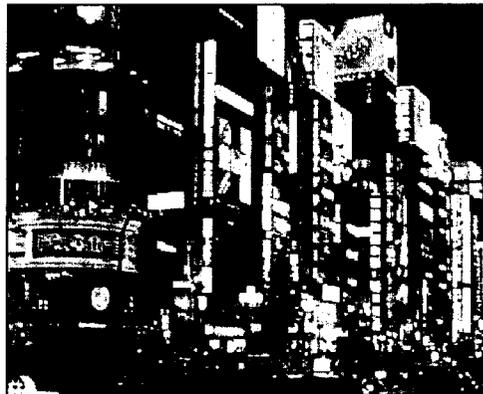
>女性 : 10.0%

(出典:平成18年国民健康・栄養調査)

多くの地方自治体で
路上喫煙の規制を実施



レストラン、バーの過密な立地条件



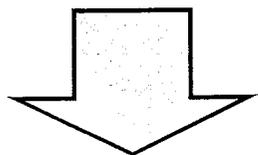
近年、分煙対策が進んでいる





公共の場所の種類と喫煙についての基本的な考え方

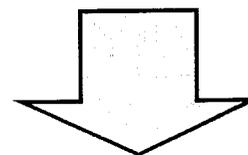
人々が行かなければ ならない場所



人々が行かなければならない場所では、禁煙を含む規制を行うべきと考えます。

未成年者を主な対象とした施設(学校、福祉施設など)においては、喫煙は禁止されるべきです。

人々が選んで行く場所



バーやレストランなどの事業者に対して、喫煙を禁止することや制限すること、もしくは喫煙できるようにすることを決定する裁量が認められるべきと考えます。

喫煙が許された場所においては、その施設管理者が、「環境中たばこ煙は、非喫煙者の病気の原因となる」という公衆衛生当局の結論を掲示することを義務付けるべきと考えます。



BRITISH AMERICAN
TOBACCO
JAPAN

第4回受動喫煙防止策のあり方に関する検討会
-配布資料-

2008年10月31日

ブリティッシュ・アメリカン・タバコ・ジャパン
広報・渉外本部

BATについて

BATグループ概要

- ブリティッシュ・アメリカン・タバコ・グループ(BATグループ)は1902年に設立。現在、約180ヶ国で事業を展開しグローバルたばこ市場で17%を占める世界第2位のたばこ会社。
- 従業員数53,000人。40ヶ国に47の生産工場を保有。
- 各国のグループ会社が、グローバルな原則および基準を踏まえつつ、ステークホルダーの意見も取り入れながら、幅広い裁量をもって業務運営の責任を担う分権的組織。
- 2002年にたばこ会社としては初めてソーシャル・リポートを開始した。(CSR報告書)

BATジャパン概要

- BATグループは1984年に日本における事業を開始し、関連会社の統合を経て2001年ブリティッシュ・アメリカン・タバコ・ジャパン(BATジャパン)設立。
- 本社所在地は東京都港区。
- 社員数約950人。
- 日本のたばこ市場で約11%のシェアを有する第3位のたばこ会社。
- 2003年に第1回CSR報告書を発行。



BRITISH AMERICAN
TOBACCO
JAPAN

■ ステークホルダーとの関係

- BATジャパンは、CSR活動の一環として様々なステークホルダーとの対話を2002年から継続して実施してきた。議論の多いたばこという商品を扱う会社として、ステークホルダーの意見や考えを理解し、それを踏まえて事業を進めることが当社の社会的責任であると考えている。
- ステークホルダーとは、当社の事業に利害関係を有するすべての法人、その他の団体（非営利団体を含む）および個人をいい、官公庁や従業員も含まれる。
- 今年度上期に行ったステークホルダーとの対話や調査によれば、ステークホルダーが最も関心を有しているのは「未成年者の喫煙防止」である。次いで、「喫煙マナー」、「受動喫煙」を含む「分煙」に関連するもの。3番目が、「企業の社会的責任」および「低リスク製品の開発」であった。
- 当社に寄せられた一般の方々の意見においても、「未成年者の喫煙防止」が最大関心事であった。また、最近では「禁煙」「分煙」が進んできているが、喫煙者のために喫煙できる場所を確保することも必要との声も寄せられていた。
- 特定の場所において非喫煙者が、心ならずもたばこの煙に曝される状況を軽減する方法として、「禁煙」ではなく「分煙」を期待するステークホルダーもいる。
- 喫煙者の多くは喫煙の健康への影響に関心が高い。その点からも、低リスク製品の研究開発を推進していくことが必要であると考えている。



受動喫煙防止策についての考え



BRITISH AMERICAN
TOBACCO
JAPAN

- 受動喫煙防止策については、公共的な場所や施設での喫煙規制並びに事業者の取組みにより一定の成果を上げていると考える。「最近では分煙が進んでいる」と分煙を評価する一般の方々の声が当社に寄せられており、引き続き分煙による受動喫煙防止に向けた取り組みが必要と考える。
- 受動喫煙防止策の策定にあたっては、喫煙者、非喫煙者、および（喫煙者と非喫煙者の双方を顧客に有する飲食店等の）事業者が受け入れることができる現実的な防止策を支持する。
- 喫煙者が喫煙できる場所が減少していることも考慮する必要がある。
- 屋内においては、喫煙者に対し喫煙できる場所を提供しつつ、非喫煙者には、心ならずもたばこの煙に曝されることがないように十分配慮された環境を確保することが、受動喫煙を防止するための現実的な取り組みと考える。
- 無煙たばこ製品のひとつで、加熱せずに使用するスウェーデン型スヌースは、たばこの煙に曝される状況をなくすことができる。



BRITISH AMERICAN
TOBACCO
JAPAN

■ 受動喫煙防止策の提案

喫煙者、非喫煙者、事業者が共存している現実を踏まえた上で受動喫煙の防止策を検討していくことが、実行可能な解決策を見出すための最善の方策である。

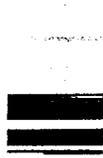
- 喫煙者、非喫煙者、事業者それぞれが受け入れられる「分煙」の推進を提案する。不特定多数の者が使用する公共的な施設や公共交通機関における屋内での喫煙規制を引き続き推進し、一方、利用者が自らの判断で使用するか否かを決定できる施設については、施設を管理運営する事業者に「禁煙」、「分煙」、「完全分煙」、あるいは「喫煙可」を選択する裁量を与えるべきである。
- 分煙には喫煙スペースと禁煙スペースが仕切りで区切られた完全分煙に加えて、室内を喫煙スペースと禁煙スペースに分ける分煙やランチタイムを禁煙にするような時間帯分煙も含む。事業者は施設の入りに喫煙に関するこれらの条件を明確に表示し、利用者が当該施設を利用するか否かについて適切に判断できるようにすべきである。



BRITISH AMERICAN
TOBACCO
JAPAN

無煙たばこ製品の開発について

- 無煙たばこ製品の一部(スウェーデン型スヌースなど)は、口中に含んで使用するため、使用時に燃焼や発熱に伴う煙が発生しない。したがって、スヌースの使用は、その周囲にいる人に対して、一切受動喫煙を及ぼさない。
- 無煙たばこ製品の一部(スヌースなどの製品)については、通常の紙巻たばこ製品と比較して、有害性やリスクを大幅に低減しうることを示す疫学的データが複数存在する。特に、これらの製品は非燃焼性であるため、紙巻たばこの煙が主な原因と考えられている肺がんや慢性閉鎖性肺疾患などの健康リスクの増大を防ぎ、火の不始末などのリスクの回避も可能となる。
- 喫煙による健康リスクを完全に回避するには、たばこを吸わないことである。その事実を十分に理解したうえで、喫煙を続ける人たちには、喫煙か禁煙かの選択だけでなく、スヌースなどの無煙たばこ製品という選択肢を追加することが有意義であると認識している。



海外の喫煙規制の事例

■ 屋内喫煙規制で考慮すべき点

- 施設オーナーによる屋外喫煙施設のコスト負担
- 家庭内での受動喫煙の増加
- 施設(レストラン、バー、パブなど)の収益減と雇用の喪失
- 新たに喫煙場所となった屋外での騒音問題
- 喫煙者の疎外感/被差別感





BRITISH AMERICAN
TOBACCO
JAPAN

イギリスの飲食店の事例

パブを経営するあるオーナーは、公共空間及び職場における全面禁煙が施行される2007年7月を目前に控え、屋外に喫煙スペースを設置しなければ、21年間続いたビジネスを継続できないと判断。

屋外にバーを造り、喫煙者が屋内から締め出された疎外感を感じないように配慮したが、オーナーの費用負担は大きい。

オーナーの費用負担：総額約320万円 (£1=¥160)

- 悪天候でも利用できる防水加工のテーブルと椅子を使用
- バーには明るいライトを設置
- テントの内部に照明と冬用のヒーターを搭載
- テーブルの周りに冬用のヒーターを設置





BRITISH AMERICAN
TOBACCO
JAPAN

BATの分煙事例

愛宕MORIタワー内のスモキング・ルーム



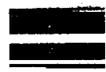
BATジャパン本社が入居している港区愛宕にある愛宕グリーンヒルズ、MORIタワーは森ビルが経営するオフィス・ビル。ビル内は全館禁煙であるため、2階エントランスでの喫煙者が目立ち、森ビルは2008年2月に、館内2階にスモキングルームを設置し、喫煙者は午前7時から午後11時まで利用が可能。

効果的な換気装置*、パワー脱臭フィルター搭載の空気清浄機**
煙を吸い込むテーブルと自動消煙型灰皿を設置

*)排気ファンを新設し、既設外調機ダクトからの分岐を行う
排気風量3,300m³/h、給気風量3,200m³/h

**）二段式電気集塵方式、集塵効率82%





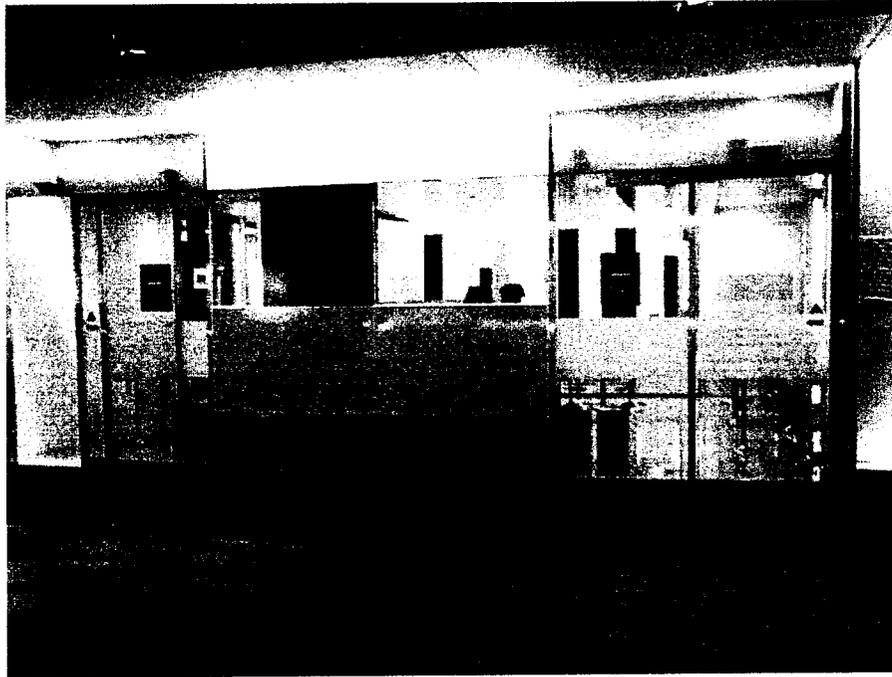
成田空港第1ターミナル



BRITISH AMERICAN
TOBACCO
JAPAN

2008年1月開設

大型排気装置



空気清浄機

全面禁煙である空港内において、喫煙者に対して快適な喫煙空間を提供している。
大型の排気装置を天井に取り付け、テーブルの下に空気清浄機を装備している。
灰皿は、消煙型をテーブルに埋め込んでいる。

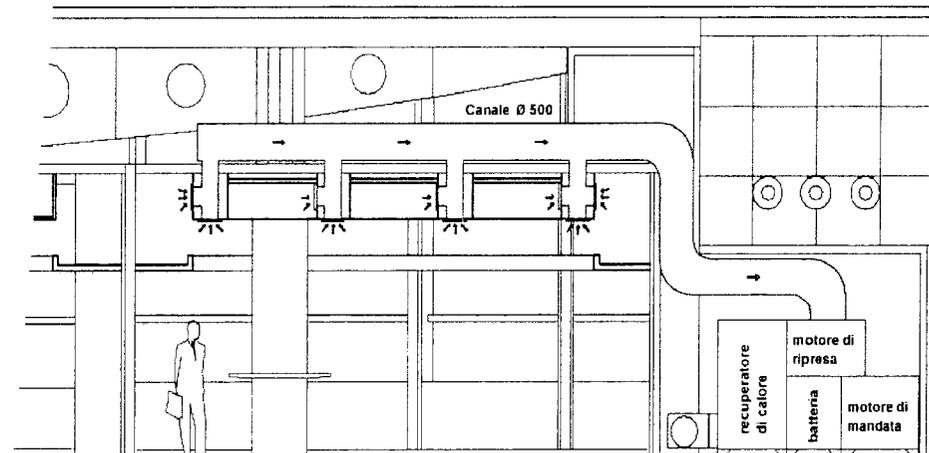
イタリア ローマ国際空港

2006年5月に開設したスモーキング・ラウンジは1時間に100人の喫煙者が利用している。



天井に、排気装置を設置

排気/給気風量6,000m³/h



BRITISH AMERICAN
TOBACCO
JAPAN



世界保健機関、米国公衆衛生局 (the United States Surgeon General) や、その他の公共保険機関は、受動喫煙または間接喫煙が肺がんや心臓病、児童の呼吸器疾患などの様々な疾病の原因の一つになると結論づけています。

これらの機関は、受動喫煙がどの程度であれば安全なのかは明らかでないとし、公共の場での喫煙を禁止することが最善の公衆衛生対策になると報告しています。

私たちの科学的見解

受動喫煙に伴うリスクは疫学的調査で測定されています。これら調査の大半はアンケートを用い、「喫煙者と結婚している非喫煙者の女性」と「非喫煙者と結婚している非喫煙者の女性」における肺がん等の罹患率を比較しています。



肺がんに関しては、大規模な調査の結果、長期にわたり受動喫煙に曝されている非喫煙者の相対的リスクは1.3であることが報告されています。相対的リスク1はリスクのないことを意味します。長期にわたる喫煙から起こる肺がん罹患の相対的リスクは20以上です。

心臓疾患についても、受動喫煙に曝されている非喫煙者の相対的リスクは約1.3であることが大規模な調査結果により報告されています。喫煙者の心臓疾患罹患の相対的リスクは3~5です。

多くの疫学者は、相対的リスクが2未満では疾患との関連性が弱く、関連性が強い場合と比べると数値化するのが難しいとの見解を示しています。おそらく、個々の調査で報告されている相対的リスクが2未満であるため、大半の調査が統計的有意性に達していないと思われる。

喫煙者を両親にもつ児童の呼吸器疾患調査と、受動喫煙が喘息の症状を悪化させるかどうかについての研究結果で、受動喫煙は児童の呼吸器疾患のリスクを高める可能性があり、また喘息の症状がある人についてはその症状を悪化させる可能性があること示唆しています。

規制に対する私たちの取り組み

私たちは、非喫煙者と喫煙者双方の利益を調整し、また非喫煙者が心ならずも受動喫煙に曝されることになる状況を極小化させるための規制を支持します。

私たちは、公共の場の屋内における喫煙を制限することを支持し、規制の必要性を認識しています。私たちはまた、禁煙エリアを設置するとともに、喫煙者には喫煙場所を提供するなど、現実的な取り組みを支援しています。

私たちは、すべての人とバランスをとりながら現実的な取り組みを考えています。詳しくは [こちら](#) のページをご覧ください。

喫煙と疾患については [こちら](#) のページをご覧ください。